名 取 市 津 波 避 難 計 画

令和７年４月

名　　取　　市

目次

1　はじめに 1

1.1 名取市津波避難計画の基本的な考え方 1

1.2 県、市、住民の役割 2

1.3 津波避難計画で定める範囲 2

1.4 津波避難計画で対象とする津波 3

1.5 津波避難計画策定のフロー 4

1.6 津波避難計画の概念図 5

1.7 用語の意味 6

1.8 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等 8

2　名取市津波避難計画 14

2.1 避難対象地域の設定 14

2.2 避難困難地域の条件設定等 17

2.2.1　津波到達予想時間の設定 17

2.2.2　避難目標の設定 18

2.2.3　避難可能距離の設定 21

2.2.4　避難経路の想定 23

2.2.5　避難方針及び避難可能範囲の設定 26

2.3 指定緊急避難場所等の条件設定等 28

2.3.1　指定緊急避難場所の指定、避難目標地点の設定 28

2.3.2　避難路の指定、避難経路の設定 29

2.3.3　避難の方法 30

2.3.4　指定緊急避難場所等の収容人数と想定避難者数の比較 31

2.3.5　避難困難地域について 31

2.4 初動体制の確立 32

2.5 避難誘導等に従事する者の安全の確保 36

2.6 津波情報等の収集・伝達 37

2.6.1　津波情報等の収集の概要 37

2.6.2　津波情報等の伝達の概要 38

2.6.3　避難指示の発令 42

2.6.4　平常時の津波防災教育・啓発 44

2.7 避難訓練 48

2.8 避難行動要支援者等の避難対策 50

2.9 観光客、釣り客等の避難対策 52

１ はじめに

１．１ 名取市津波避難計画の基本的な考え方

名取市では、平成23年３月に東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、震度６強の揺れと、その約１時間後に襲来した津波により市内の約28％の約27km²が浸水し、多くの人命を奪い、建物等に甚大な被害が発生した。

平成29年3月には、市民生活の早期再建を目指し、名取市震災復興計画（改定版）を策定し、沿岸部の土地利用の方針について記載した。これは、津波からの多重防御の考えによる居住地区の方針を示し、海岸から２次防御ラインの間は基本的には居住を制限し、特に閖上地区の市街地については、水産業、水産加工業等の地域産業を再生するとともに、新たな産業を誘導するゾーンとし、２次防御ラインから仙台東部道路の間は、土地の嵩上、河川堤防や道路の嵩上を行うなどの対策を行い、居住機能を再建するゾーンとした（図１参照）。

令和４年５月に公表された宮城県津波浸水想定区域図によると名取市沿岸では、高さ10mの津波により、約30.5km²の区域が浸水することが想定された。このような発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波災害から住民の生命・身体の安全を守ることを目的とし、本計画を策定する。

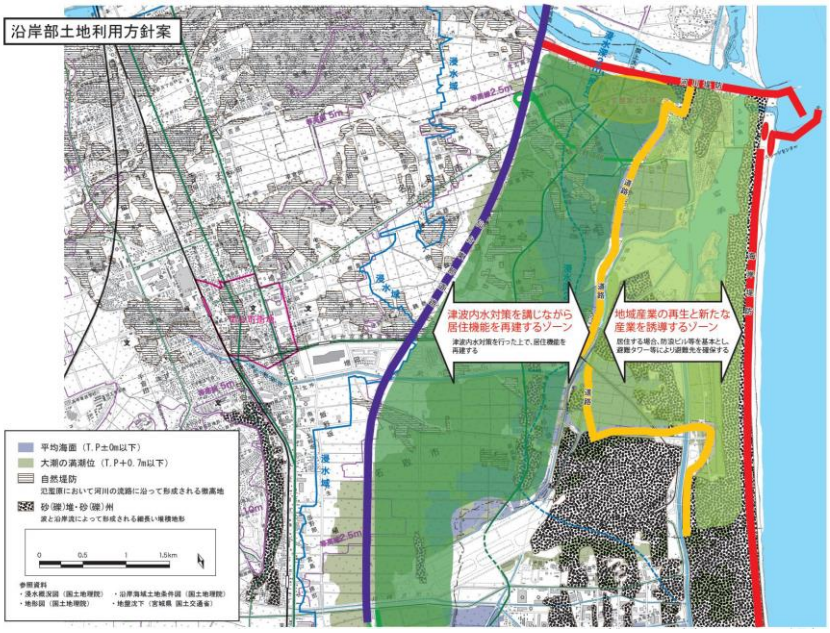

図１　沿岸部土地利用方針案

引用）名取市震災復興計画（（改定版）平成29年3月）

１．２　県、市、住民の役割

本計画の策定するにあたり、県、市及び住民が果たすべき役割は、概ね次のとおりである。

①　県

ア　市が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定

イ　市における津波避難計画及び避難訓練の実施への支援

ウ　津波浸水想定（区域及び水深等）の設定及び公表

②　市

ア　津波避難計画の策定及び避難訓練の実施

イ　住民参画による地域ごとの地区防災マニュアルの策定

ウ　津波ハザードマップの作成・周知

③　住民

ア　地域ごとの防災マップ等の作成

イ　避難訓練の実施又は参加

１．３　津波避難計画で定める範囲

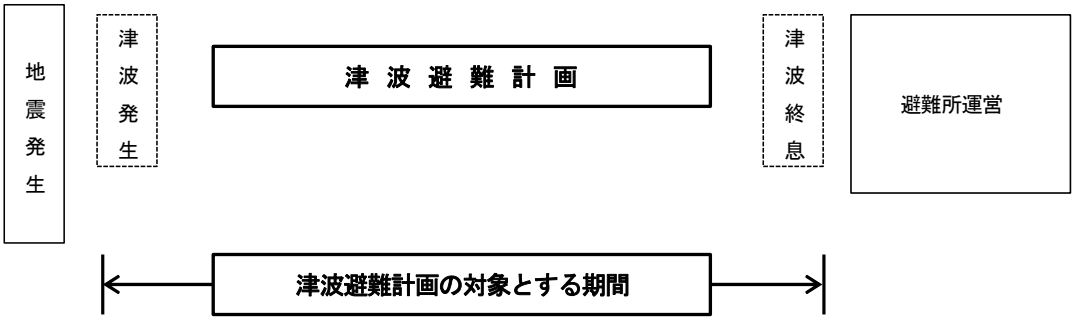

図２　津波避難計画において取り扱う避難の範囲

１．４　津波避難計画で対象とする津波

本計画で対象とする津波は、令和４年５月に宮城県より公表された最大クラスの津波（以下、「津波浸水想定区域図」）　とする。 津波浸水想定区域図　（基準水位）を示す。

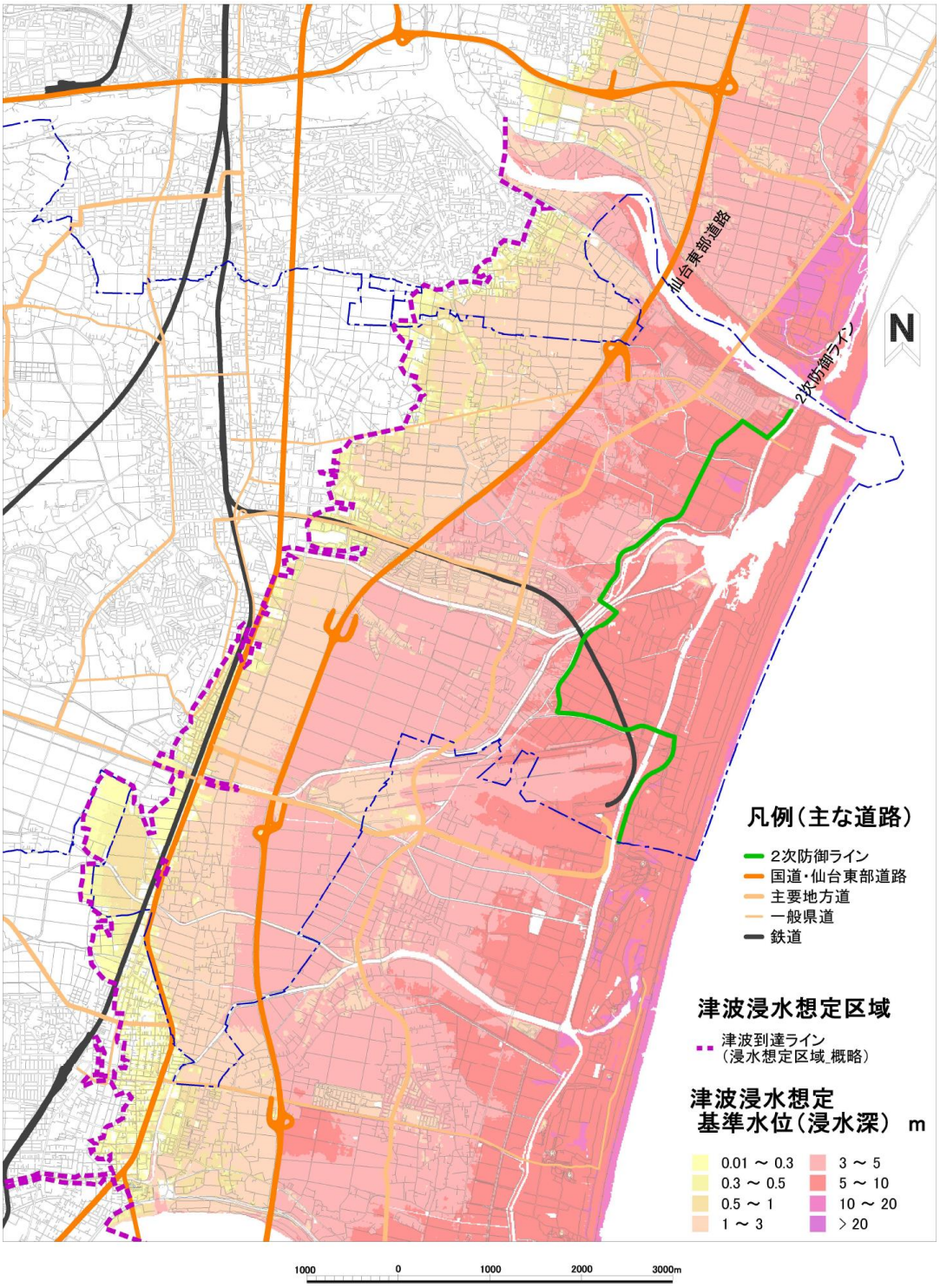

図３　宮城県津波浸水想定区域図（令和４年５月）

１．５　津波避難計画策定のフロー

津波避難計画は、以下の流れにより策定する。また、本計画の範囲を赤枠で示す。

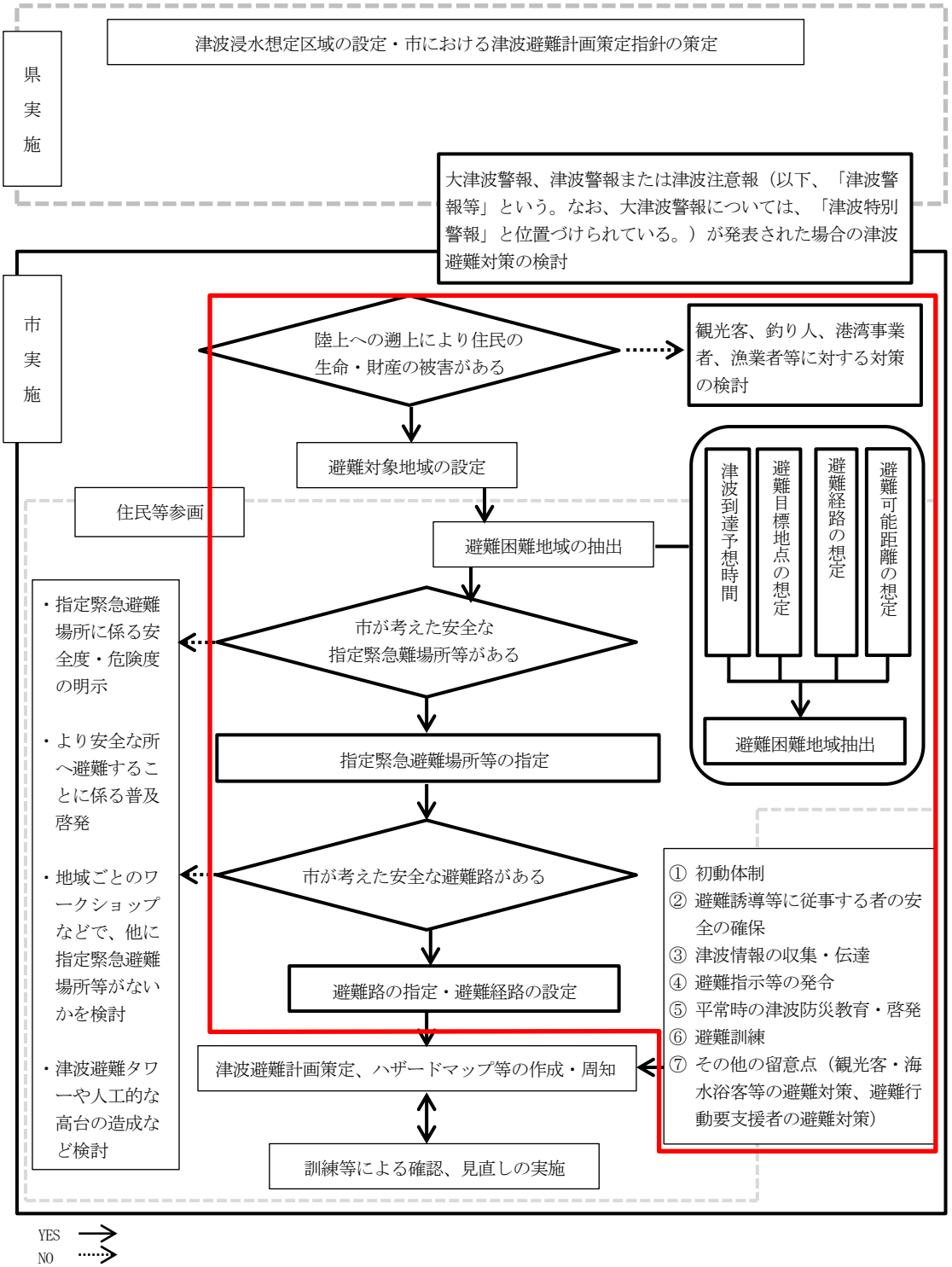

図４　津波避難計画策定のフロー図

参考）津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3　消防庁）

１．６　津波避難計画の概念図

本計画の基本的な概念を示す。津波浸水想定区域外への避難を原則とし、海側への避難は行わない等が概念図に示されている。

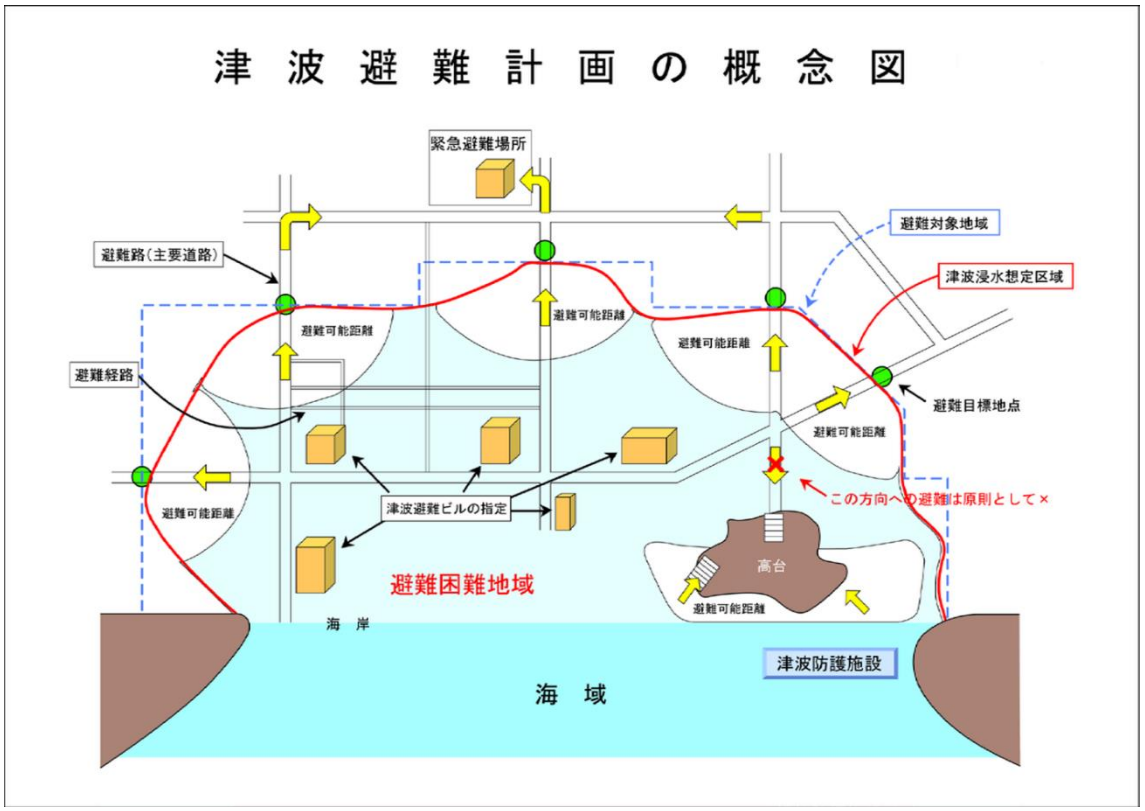

図５　津波避難計画の概念図

参考）津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3　消防庁）

１．７　用語の意味

本計画で用いる主な用語の意味等は、次のとおりである。

<table>
<tr><th>用語</th><th colspan="2">用語の意味等</th></tr>
<tr><td>津波浸水想定区域</td><td colspan="2">最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深により設定された浸水の区域とする。（この区域を表した図を、「津波浸水想定区域図」とする。）</td></tr>
<tr><td>津波到達予想時間</td><td colspan="2">地震発生後、対象とする津波が海岸線に到達するまでの予想時間とする。津波シミュレーション結果等に基づき設定する。（気象庁が津波情報で発表する「津波到達予想時刻」とは異なる。）</td></tr>
<tr><td>避難対象地域</td><td colspan="2">津波が発生した場合に避難が必要な地域とする。津波浸水想定区域に基づき市が設定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で設定する。</td></tr>
<tr><td>避難可能距離</td><td colspan="2">避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な距離とする。必要に応じ、自動車による避難も考慮する。</td></tr>
<tr><td>避難可能範囲</td><td colspan="2">避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な範囲とする。必要に応じ、自動車による避難も考慮する。</td></tr>
<tr><td>避難困難地域</td><td colspan="2">津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域とする。</td></tr>
<tr><td>避難路</td><td>避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要道路で、市が指定するもの。</td><td rowspan="2">避難路及び避難経路を総称して、「避難経路等」と表記する。</td></tr>
<tr><td>避難経路</td><td>避難する場合の経路で、検討段階では市が想定し、最終的には自主防災組織、住民等が設定するもの。</td></tr>
<tr><td>指定緊急避難場所</td><td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。市が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。</td><td rowspan="2">指定緊急避難場所、避難目標地点等を総称して、「避難目標」と表記する。</td></tr>
<tr><td>避難目標地点</td><td>津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所とする。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点とする。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。</td></tr>
<tr><td>指定避難所</td><td colspan="2">避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設で、市が指定し、生活関連物資を配付できることなど、一定基準を満たすことが必要である。</td></tr>
<tr><td>避難行動要支援者</td><td>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を意味する。避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として地域防災計画において定める。</td><td rowspan="2">本計画においては、避難行動要支援者及び要配慮者をあわせて「避難行動要支援者等」と表記する。</td></tr>
<tr><td>要配慮者</td><td>災害時に限定せず一般的に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。</td></tr>
<tr><td>バッファゾーン</td><td colspan="2">津波浸水想定区域には含まれないが、浸水想定の不確実性を考慮すると浸水のおそれがあるものとして対応をとるべき地域をいう。</td></tr>
</table>

参考）津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3　消防庁）
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf
避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（R3.5　内閣府(防災担当)）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin0304.pdf
指定緊急避難場所の指定に関する手引き（H29.3　内閣府（防災担当））
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf
津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）（H29.7　内閣府）
http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/pdf/shushi.pdf

１．８　気象庁が発表する津波に関する警報・情報等

（１）地震・津波に関する情報の流れ

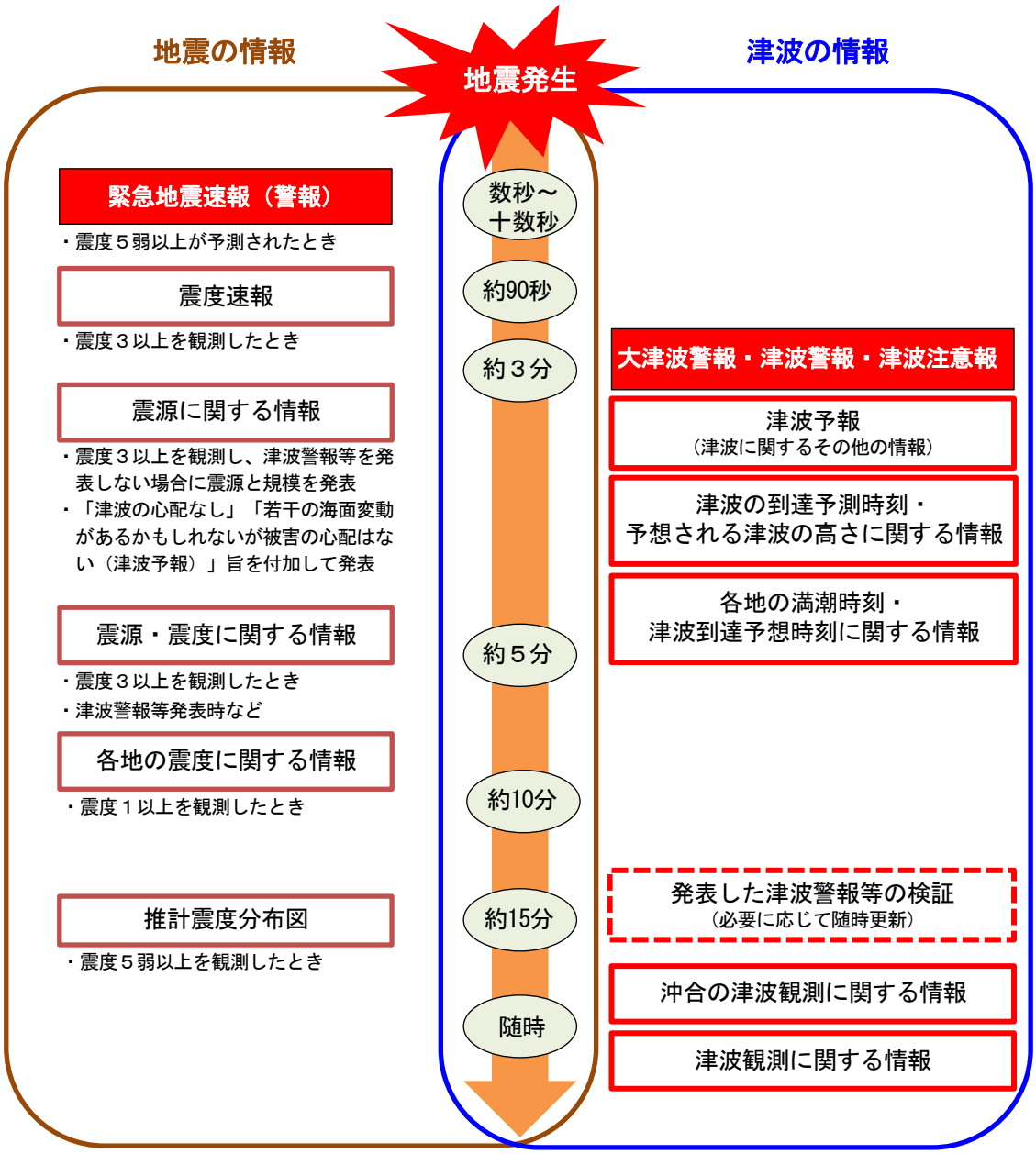

参考）気象庁ホームページ　地震情報について
http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html
津波警報・注意報、津波情報、津波予報について
http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html

（２）大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。津波特別警報とは、津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される警報であり、具体的には、３ｍを超える津波が予想される場合に気象庁から発表される津波に関する警報である。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常５段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度の高い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>10m超
（10m＜予想高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>10m
（５ｍ＜予想高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>５ｍ
（３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合</td><td>３ｍ
（１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
</table>

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m （0.2m≦予想高さ≦１m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※津波警報等の留意事項等

・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（３）津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等が津波情報で発表される。

＜津波情報の種類と発表内容＞

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注1）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注3）

（注1）　この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注2）　津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（注3）　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区

単位で発表される。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沿岸で観測された津波の最大波の発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１m超	数値で発表
	１m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

＜沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注4））の発表内容＞

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	３m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	１m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注4）　沿岸から距離が100ｋｍを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜東北地方沿岸と沖合の津波観測点＞

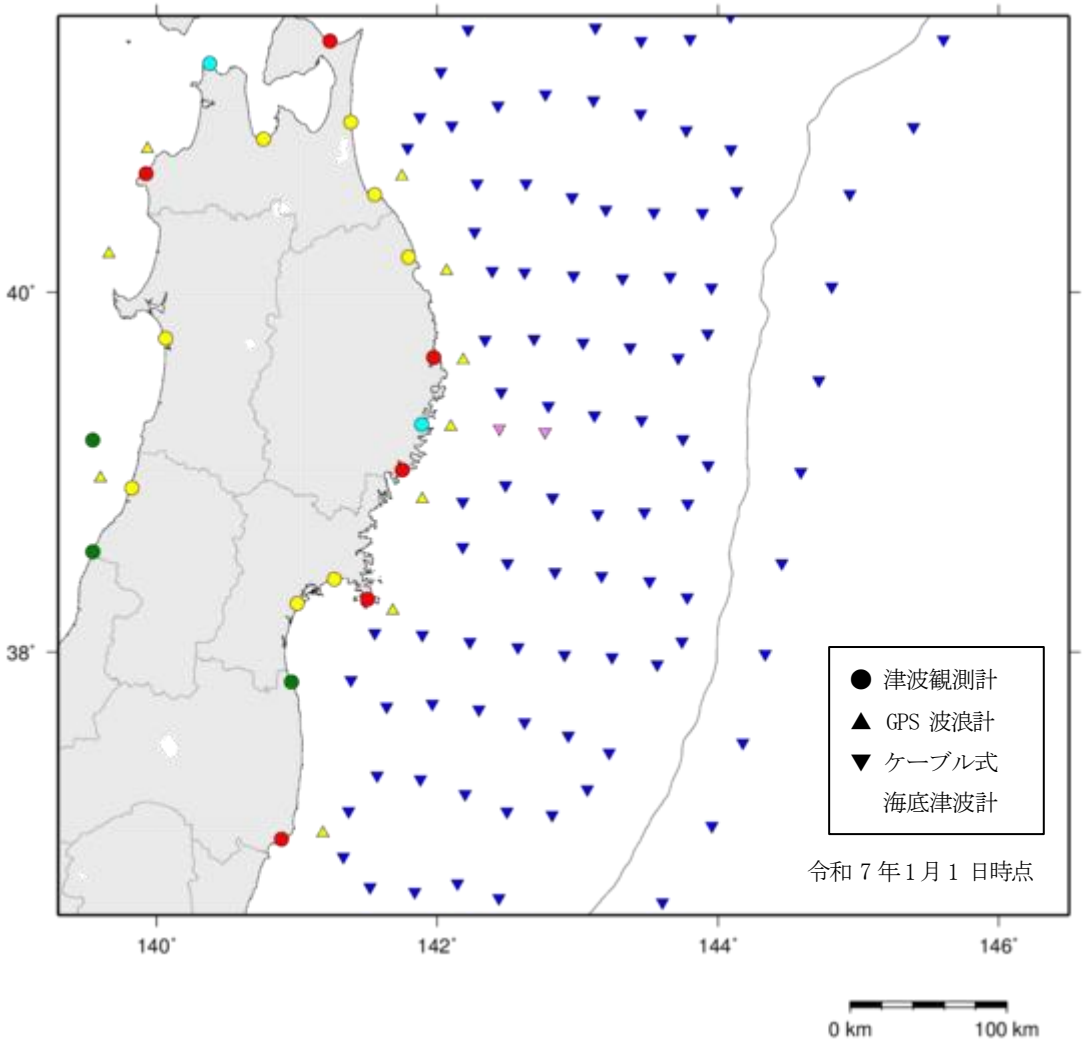

※津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間

に合わない場合もある。

【参考】津波の計り方の模式図

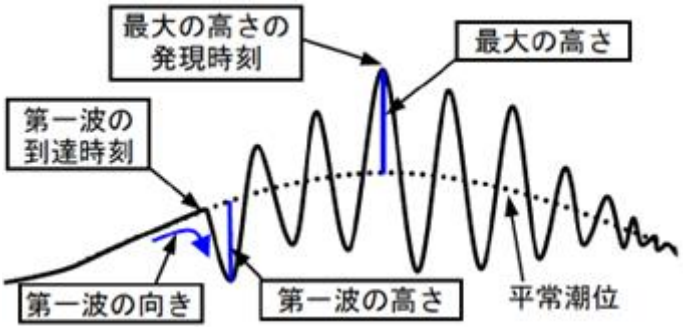

〈津波の測り方の模式〉

津波の観測値の測り方を示す。第一波の向きは、下方向が「引き」、上方向が「押し」となる（左の例の場合は「引き」となる）。

（４）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報で発表される。

＜津波予報の発表基準と発表内容＞

発表基準	内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

（５）遠地地震に関する情報

海外で地震が発生した場合、国内で地震の揺れによる被害が発生する可能性は低い。しかし、地震の規模が大きく震源域が海底の場合には、大きな津波が発生し、これが日本まで到達して大きな被害が発生することがある。

このため、気象庁では国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、「遠地地震に関する情報」を発表する。この情報には地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。

また、気象庁では海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、「遠地地震に関する情報」により、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を発表する。

２ 名取市津波避難計画

２．１ 避難対象地域の設定

■ 避難対象地域を以下の条件により設定する。
① 令和４年５月に宮城県が公表した最大クラスの津波浸水想定区域図（基準水位）に基づき設定する。
② 行政区界の区域に基づき設定する。

令和４年５月公表の宮城県津波浸水想定区域図（図３参照）は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と水深、津波到達時間が示されたものである。

最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定されたものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。

想定や予測精度には限界があるため、それらの不確実性等を考慮したバッファゾーンを設け津波浸水想定区域よりも広い範囲を避難対象地域とする。

避難対象地域を設定するにあたっては、自主防災組織や町内会等の単位、一連の立地・利用企業により一体的な活動をしている地域等を考慮し、行政区単位とする。

次ページに、避難対象地域を示す。なお、居住地区と非居住地区で色分けを行い示した。

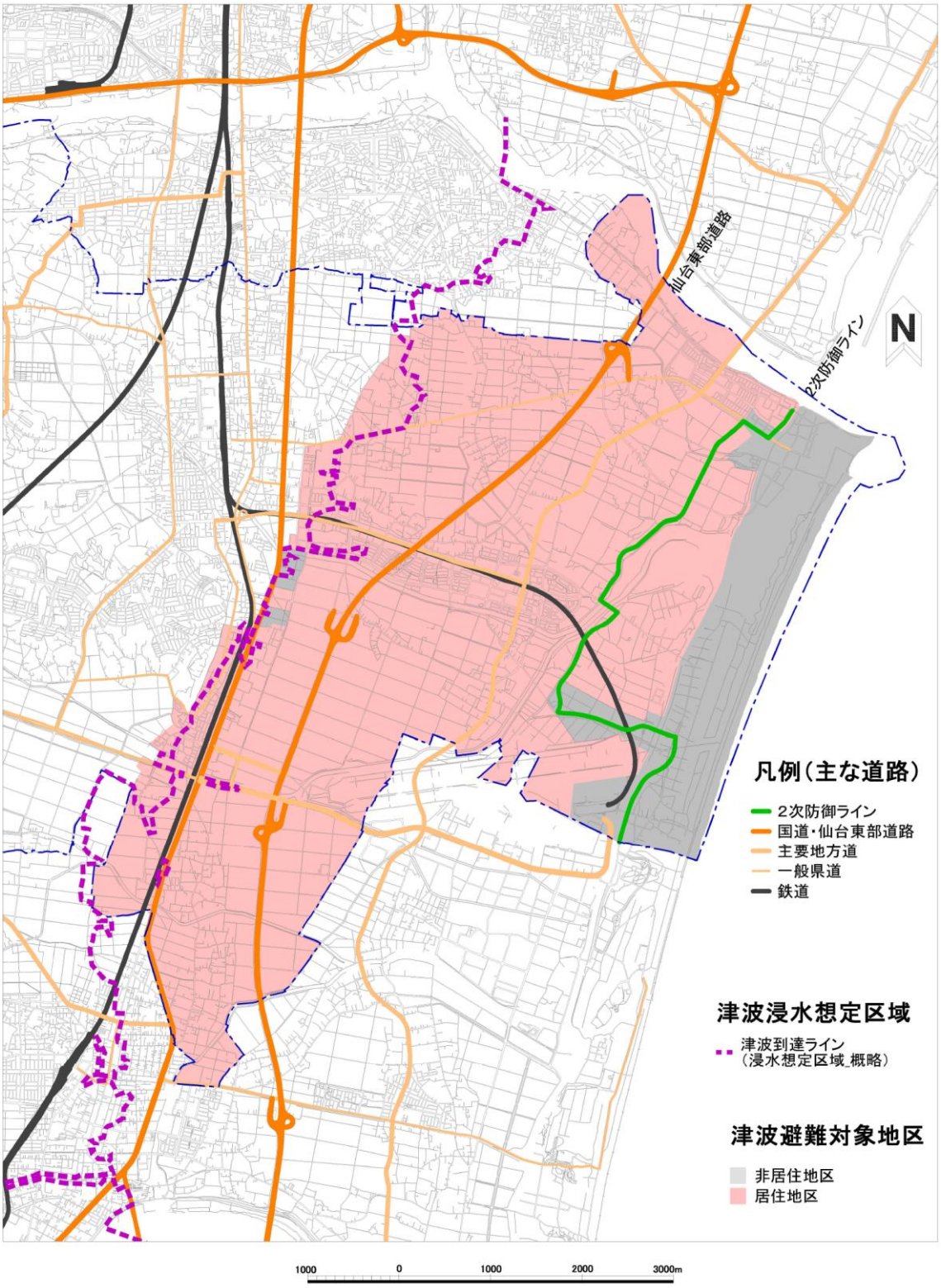
仙台東部道路
2次防御ライン
N
凡例（主な道路）
2次防御ライン
国道・仙台東部道路
主要地方道
一般県道
鉄道
津波浸水想定区域
津波到達ライン
（浸水想定区域_概略）
津波避難対象地区
非居住地区
居住地区
1000
0
1000
2000
3000m

図６　津波避難対象地域

以下に、避難対象地域の一覧を示す。

＜津波避難対象地域＞

※地区の順序は、海岸線から近い順に記載。

地区	行政区
閖上	閖上西一丁目、閖上西二丁目、閖上中央一丁目、閖上中央二丁目、 閖上東一丁目、閖上東二丁目、閖上東三丁目、 太子堂、小塚原北、小塚原南、牛野、大曲、高柳
下増田	本村上、本村下、耕谷、飯塚、北釜、 杉ケ袋北、杉ケ袋南、 美田園（一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、 八丁目、北）
増田	村区、下余田北、下余田南、 杜せきのした（一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目）
館腰	飯野坂松原、飯野坂中、飯野坂南、 植松北、植松東、植松北中、植松南中、植松南、 本郷（一、二、三）、 堀内北、堀内南

◆津波避難対象者数：18,829人（人口はR2国勢調査結果の居住者数）

２．２　避難困難地域の条件設定等

■　避難困難地域の有無を以下の条件により設定、指定及び想定する。

①　津波到達予想時間の設定
②　避難目標の設定
③　避難可能距離の設定
④　避難経路の想定
⑤　避難方針及び避難可能範囲の設定

２．２．１　津波到達予想時間の設定

■　津波到達予想時間を設定する。

①　令和４年５月に宮城県が公表した最大クラスの津波浸水想定区域図（基準水位）に基づき設定する。
②　第一波(+1m)到達時間（地震発生から初めて初期水位＋1.0mとなる時間）を採用する。
③　地点「閖上」の想定を採用する。

地点「閖上」の第一波(+1m)到達時間は、東北地方太平洋沖地震のモデルが最短で60分となっている。到達予測時間は、60分を採用する。

なお、最大波到達時間は69分となっている。下図に付近の地点の、経過時間と津波水位の変化を示す。

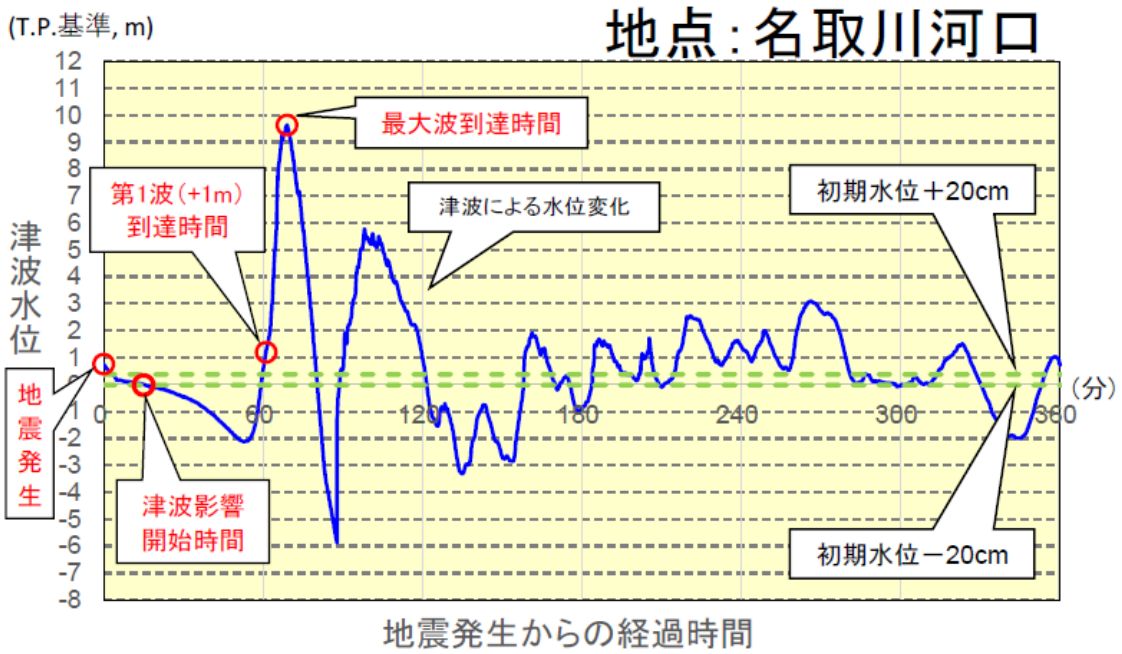

図７　地震発生から経過時間と津波水位の変化（名取川河口）

参照）宮城県津波浸水想定区域図

２．２．２　避難目標の設定

■　避難者が津波浸水想定区域外へ避難する際の目標を津波浸水想定区域の外側に、避難対象地域内で緊急避難する際の避難目標を指定緊急避難場所に設定する。
①　津波浸水想定区域外の最短距離地点を水平避難の避難目標とする。
②　指定緊急避難場所（津波対象）を垂直避難の避難目標とする。

津波浸水想定区域外の避難目標（以下「水平避難目標」と記す）は、避難路が津波到達ラインを越えた地点に設定する。水平避難目標を以下に示す。

地区	水平避難目標
閖上	仙台市東四郎丸コミュニティ・センター付近 仙台市東中田市民センター付近 仙台市立四郎丸小学校南 白山姫神社付近
下増田	杜せきのした駅北側 杜せきのした駅西側 イオンモール名取南側
増田	下余田原田付近 白山姫神社付近 閖上港線鹿島交差点付近 増田中学校付近
館腰	イオンタウン名取付近、国道4号仙台名取線交差点 館腰小学校付近、弘誓寺付近、弘誓寺南側 館腰駅西側、館腰駅南西側、仙台館腰線仙台空港線交差点 本郷東六軒、岩沼蔵王線跨線橋東、岩沼市中央三丁目東バス停付近 本郷大門国道4号

津波浸水想定区域内等の避難目標（以下「垂直避難目標」と記す）は、津波対象の指定緊急避難場所とする。垂直避難目標を以下に示す。

地区	垂直避難目標
閖上	閖上小中学校、閖上公民館 閖上中央第二団地、閖上中央第一団地 名取市サイクルスポーツセンター 仙台東部道路の避難階段（３箇所）
下増田	下増田小学校、下増田公民館、まなウェルみやぎ、仙台空港ビル
増田	増田中学校、名取北高等学校、増田小学校、増田公民館
館腰	館腰小学校、植松集会所、弘誓寺、第一中学校 ㈱フクベイフーズ、トラック協会仙南支部

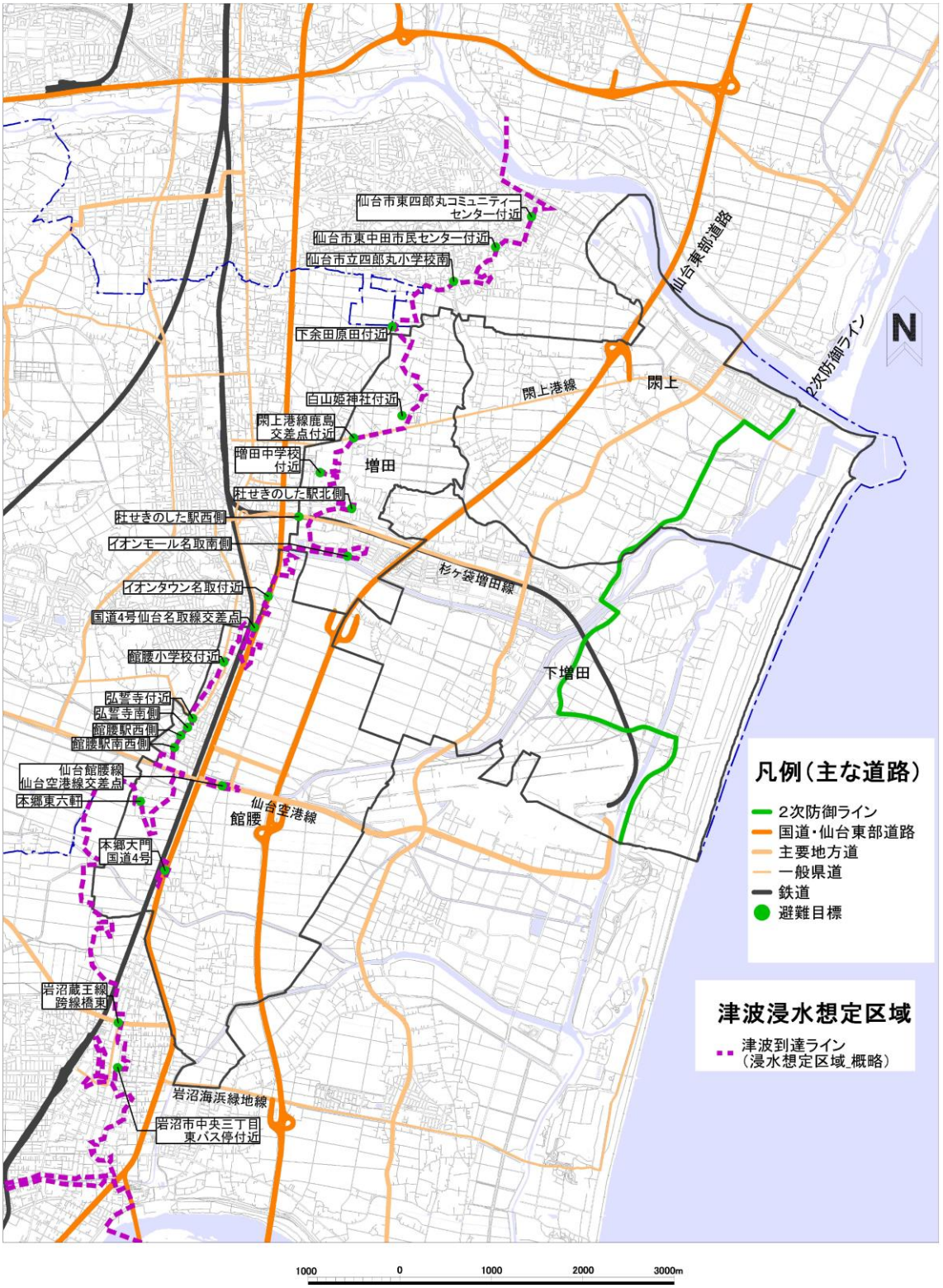
仙台市東四郎丸コミュニティー
センター付近
仙台市東中田市民センター付近
仙台市立四郎丸小学校南
下余田原田付近
白山姫神社付近
閖上港線鹿島
交差点付近
増田中学校
付近
杜せきのした駅北側
杜せきのした駅西側
イオンモール名取南側
イオンタウン名取付近
国道4号仙台名取線交差点
館腰小学校付近
弘誓寺付近
弘誓寺南側
館腰駅西側
館腰駅南西側
仙台館腰線
仙台空港線交差点
本郷東六軒
本郷大門
国道4号
岩沼蔵王線
跨線橋東
岩沼市中央三丁目
東バス停付近
岩沼海浜緑地線
仙台空港線
館腰
増田
閖上港線
閖上
杉ヶ袋増田線
下増田
仙台東部道路
2次防御ライン
N
凡例（主な道路）
2次防御ライン
国道・仙台東部道路
主要地方道
一般県道
鉄道
避難目標
津波浸水想定区域
津波到達ライン
（浸水想定区域_概略）
1000
0
1000
2000
3000m

図８　水平避難目標地点

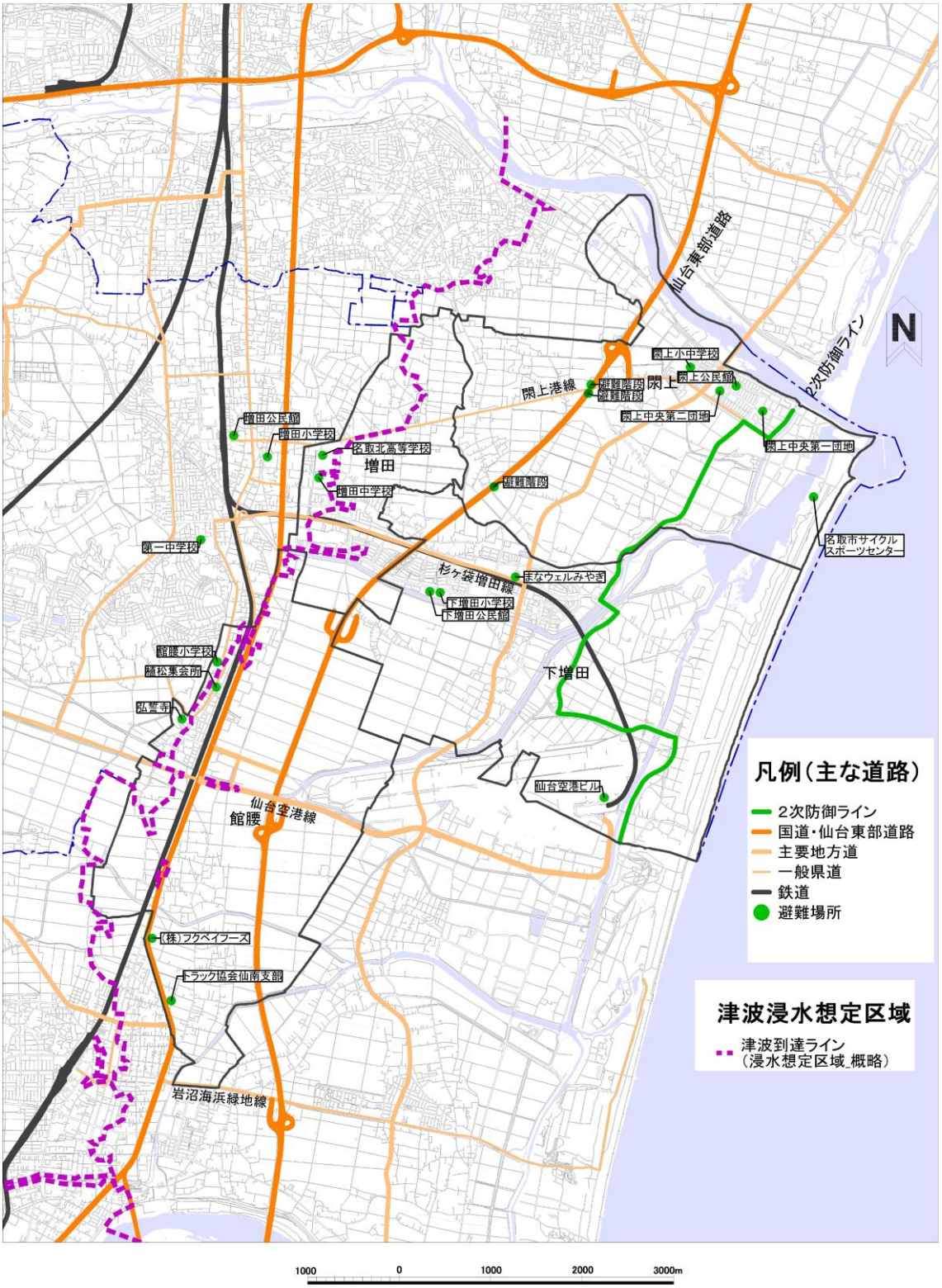
仙台東部道路
2次防御ライン
N
閖上小中学校
閖上公民館
閖上港線
避難階段
避難階段
閖上
閖上中央第二団地
閖上中央第一団地
名取市サイクルスポーツセンター
増田公民館
増田小学校
名取北高等学校
増田
増田中学校
避難階段
第一中学校
杉ヶ袋増田線
佳なウェルみやぎ
下増田小学校
下増田公民館
館腰小学校
植松集会所
弘誓寺
下増田
仙台空港ビル
仙台空港線
館腰
(株)フクベイフーズ
トラック協会仙南支部
岩沼海浜緑地線
凡例（主な道路）
2次防御ライン
国道・仙台東部道路
主要地方道
一般県道
鉄道
避難場所
津波浸水想定区域
津波到達ライン
（浸水想定区域_概略）
1000
0
1000
2000
3000m

図９　垂直避難目標地点

２．２．３　避難可能距離の設定

■　徒歩による避難を原則として避難可能距離を設定する。
①　徒歩による避難速度は、1.0m/秒を目安とする。
②　避難準備時間は、すぐに避難できない状況を考慮し、地震発生後15分を目安とする。

※避難可能距離は「道のり」であり、直線距離とは異なる。

徒歩による避難を原則として避難可能距離を設定する。

なお、徒歩で避難することのほか、沿岸部の農地や海岸付近の観光地等の自動車等での出入りが主となる区域においては、自動車での避難も想定されるが、多くの人の出入りが見込まれることから渋滞が懸念される。このため、垂直避難が可能な場所を確保し、避難速度の最も遅い徒歩による避難を原則とする。

「避難可能距離」は、「避難速度」と「避難可能時間」から算定し、津波到達までに避難目標地点、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下これらを「指定緊急避難場所等」という。）までの避難可能な範囲を設定する。

避難可能距離 ＝ 避難速度 × 避難可能時間（津波到達予想時間 － 避難準備時間）

各条件は、以下のとおりとする。

項目	条件
津波到達予想時間	６０分
避難準備時間	１５分
避難可能時間	４５分
避難速度	１．０m/秒　（分速 ６０m/分　時速 ３．６km/h）
避難速度（高齢者等）	０．５m/秒　（分速 ３０m/分　時速 １．８km/h）
避難速度（自動車）	３．０m/秒　（分速 １８０m/分　時速 １１km/h）

参考）宮城県津波避難ガイドライン（令和４年３月）、宮城県津波浸水想定区域図

「避難可能時間」は、「津波到達予想時間」と「避難準備時間」の差分とする。

上記の条件のほか、社会福祉施設（高齢者、身体障害者・知的障害者、児童に関わる施設）、病院などの施設、その他観光施設等がある場合は、避難速度については高齢者等の速度（0.5m/秒）を採用する。

避難の限界距離は、名取市は平野部であり、平坦な避難経路となること、津波浸水想定区域が広域であることを考慮し、避難可能距離とする。

避難準備時間は、すぐ避難できない状況（就寝中、入浴中、避難行動要支援者等の対応など）を考慮し、地震発生後15分を目安とする。

避難困難地域を抽出する方法としては、道路ネットワークデータ（住友電工製 全国デジタル道路地図データベース　3503版（令和５年３月版）　センサス修正版）を使用し、道路距離を基準として、避難可能距離を算出する。

避難困難地域を抽出するには、夜間人口（名取市では夜間人口が最大人口となる）の収容人数等を考慮して検討する。

２．２．４　避難経路の想定

■　避難目標まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難経路を想定する。

①　避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されている道路を選定する。

②　海岸沿いや河川沿いの道路はできる限り避ける。

③　津波の進行方向と同方向へ避難する道路を選定する。

④　気象条件や地震による影響により通行が困難になる道路はできる限り避ける。

避難経路は、避難目標まで最も短時間で到達できる経路とし、安全性の高い経路を想定する。次の点に留意して想定する。

・家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されていること。

・津波が予測よりも早く到達する場合があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路等を想定することはできる限り避ける。

・津波の進行方向と同方向へ避難する道路を想定する（海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける）。

・気象条件や地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により通行が困難になる避難経路はできる限り避ける。

・杉ケ袋地区、耕谷地区からは、増田川を渡る経路となっているため、注意が必要である。

・植松地区においては、植松山の周辺に、土砂災害警戒区域が指定されており、注意が必要である。

・植松地区、本郷地区は、東北本線の踏切において、列車が付近に停止している場合に、遮断機が下りていることが想定される。この場合、踏切手前の避難目標である、国道4号仙台名取線交差点、仙台館腰線仙台空港線交差点、本郷東六軒に避難する必要がある。

次ページに想定した避難経路を示す。

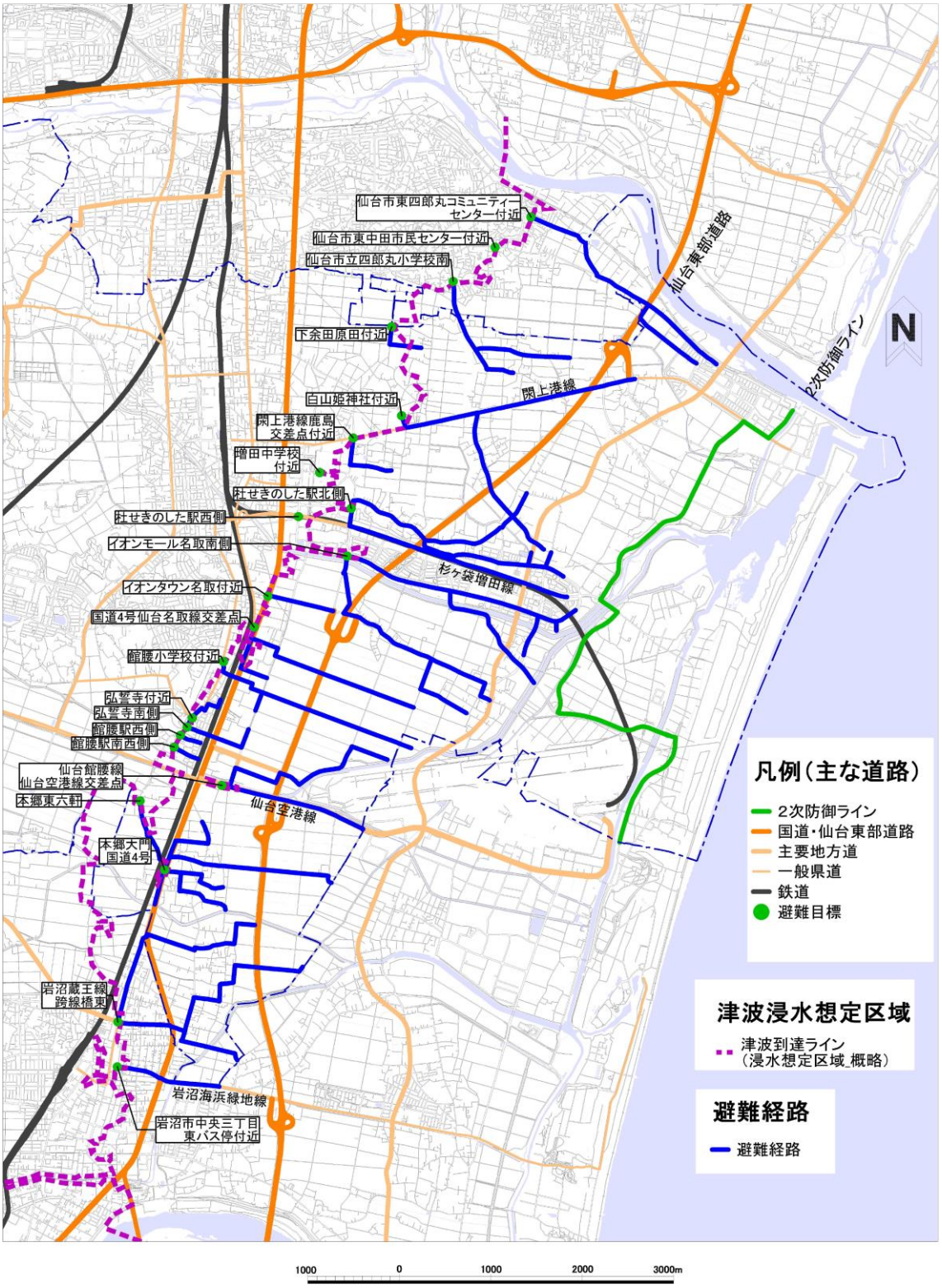
仙台市東四郎丸コミュニティー
センター付近
仙台市東中田市民センター付近
仙台市立四郎丸小学校南
下余田原田付近
白山姫神社付近
閖上港線鹿島
交差点付近
増田中学校
付近
杜せきのした駅北側
杜せきのした駅西側
イオンモール名取南側
イオンタウン名取付近
国道4号仙台名取線交差点
館腰小学校付近
弘誓寺付近
弘誓寺南側
館腰駅西側
館腰駅南西側
仙台館腰線
仙台空港線交差点
本郷東六軒
本郷大門
国道4号
岩沼蔵王線
跨線橋東
岩沼市中央三丁目
東バス停付近
閖上港線
杉ヶ袋増田線
仙台空港線
岩沼海浜緑地線
仙台東部道路
2次防御ライン
N
凡例（主な道路）
2次防御ライン
国道・仙台東部道路
主要地方道
一般県道
鉄道
避難目標
津波浸水想定区域
津波到達ライン
（浸水想定区域_概略）
避難経路
避難経路
1000
0
1000
2000
3000m

図１０　水平避難経路

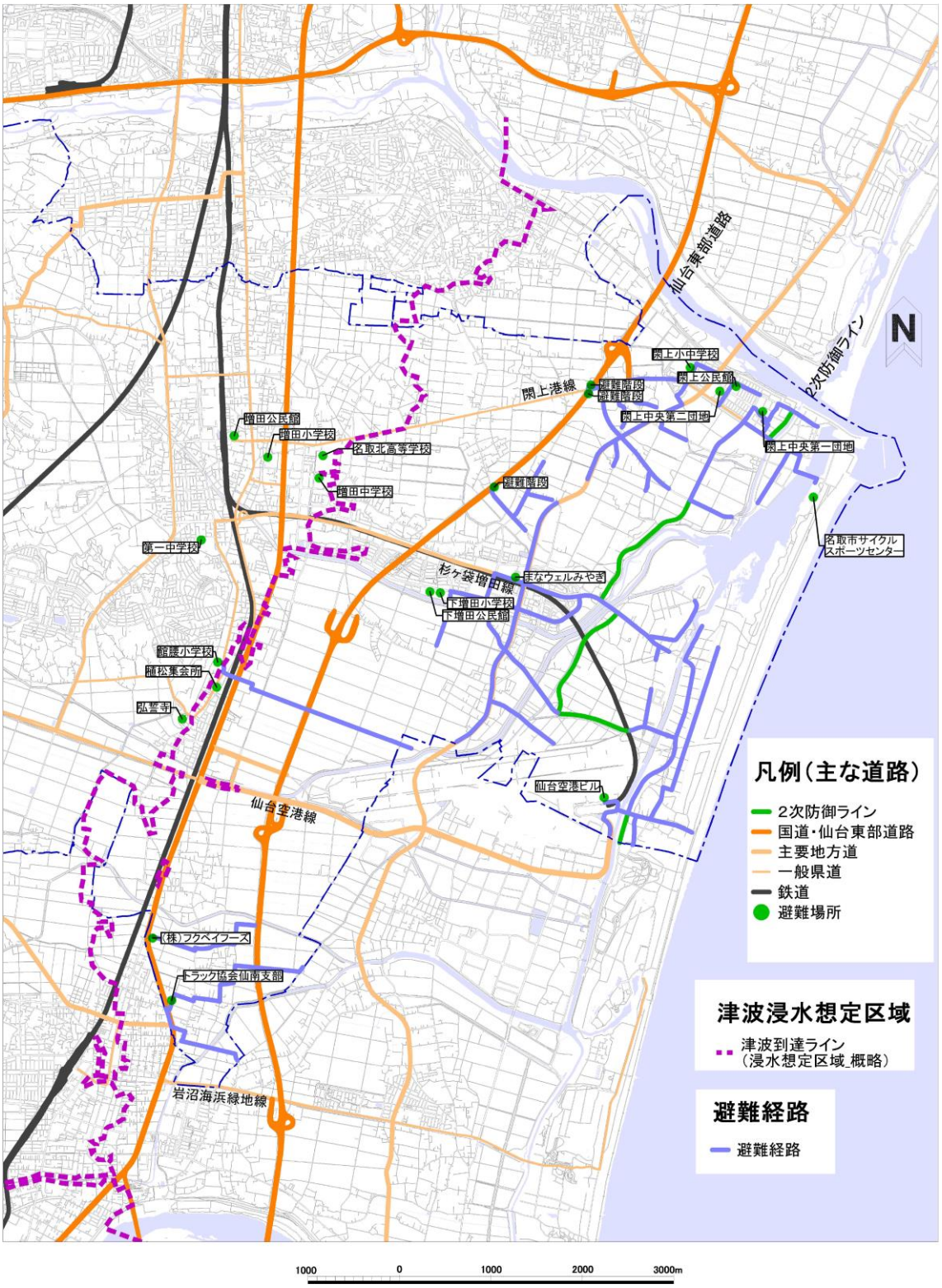
仙台東部道路
2次防御ライン
N
閖上小中学校
閖上公民館
閖上港線
避難階段
避難階段
閖上中央第二団地
閖上中央第一団地
増田公民館
増田小学校
名取北高等学校
増田中学校
避難階段
名取市サイクル
スポーツセンター
第一中学校
杉ヶ袋増田線
ほなウェルみやぎ
下増田小学校
下増田公民館
鹿島小学校
植松集会所
弘誓寺
仙台空港ビル
仙台空港線
(株)フクベイフーズ
トラック協会仙南支部
岩沼海浜緑地線
凡例（主な道路）
2次防御ライン
国道・仙台東部道路
主要地方道
一般県道
鉄道
避難場所
津波浸水想定区域
津波到達ライン
（浸水想定区域_概略）
避難経路
避難経路
1000
0
1000
2000
3000m

図１１　垂直避難経路

２．２．５　避難方針及び避難可能範囲の設定

■　避難方針を設定し、予想される津波到達時間までに避難目標地点まで到達可能か検証する。
①　避難方針を設定する。
②　津波到達予想時間内に避難目標地点までに到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域があれば、避難困難地域とする。

（１）避難方針

避難方針としては、水平避難可能範囲からは、浸水想定区域外へ徒歩避難、それ以外は、指定緊急避難場所等への徒歩避難とする。

居住地区の避難方針は、徒歩による避難とする。また、下増田地区の海岸付近で従事する事業者等や避難行動要支援者の避難支援により時間的余裕がない等の特定の条件下で例外手段として自動車避難も想定されるが、本項においては徒歩避難を採用する。

避難の優先順位は、以下のとおりとする。

①　水平避難：浸水想定区域外へ徒歩避難
（できる限り内陸へ徒歩避難）
②　垂直避難：指定緊急避難場所等へ徒歩避難
（津波浸水想定区域外への徒歩避難が間に合わない場合）
③　自動車避難：津波浸水想定区域外へ自動車による避難
（特定の条件下での例外手段であり、本項には含まない）

（２）避難可能範囲の設定

行政区ごとに、避難目標から最も遠い居住場所から避難した場合の距離と、避難可能距離を比較する。

前項までの条件を適用して、津波到達予想時間内に水平避難目標までに到達可能な範囲（水平避難可能範囲）、津波到達予想時間内に指定緊急避難場所等までに到達可能な範囲（垂直避難可能範囲）を確認した。

（３）確認結果

上記条件設定のもとで確認した結果、水平避難及び垂直避難において、共に避難が可能な距離であることを確認した。

次ページに、水平避難と垂直避難、どちらも含まれる避難の範囲を示した避難方針を示す。

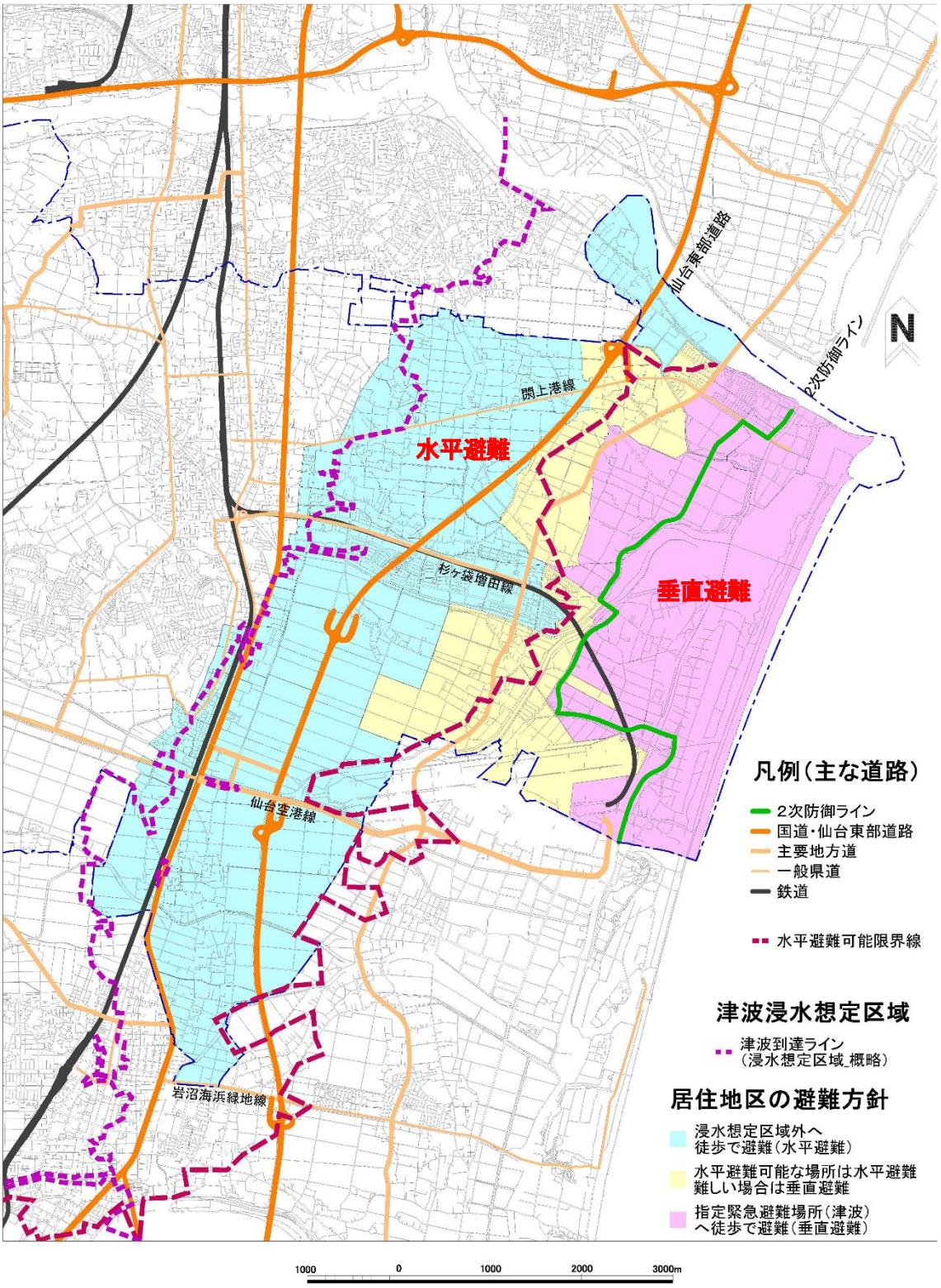

図１２　居住地区の色別避難方針

２．３　指定緊急避難場所等の条件設定等

市は、住民一人ひとりが指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うため、指定緊急避難場所を指定している。

住民は市が指定した指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握したうえで避難経路を設定する。

指定緊急避難場所等の収容人数と想定避難者数を比較し、充足しているかを確認する。

①　市の指定緊急避難場所の指定、住民等の避難目標地点の設定 ②　市の避難路の指定、住民の避難経路の設定 ③　避難方法の設定 ④　指定緊急避難場所等の収容人数と想定避難者数の比較

２．３．１　指定緊急避難場所の指定、避難目標地点の設定

■　市は、宮城県津波対策ガイドラインに示されている下記事項に留意し、指定緊急避難場所が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、指定緊急避難場所に指定する。

①　津波に対して安全な構造等を備えたビル等を指定する。
②　原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物）を指定する。
③　周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
④　予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。
⑤　原則として指定緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。
⑥　避難者１人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限１人当たり１㎡以上を確保することが望ましい）。
⑦　夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。
⑧　指定緊急避難場所が建物の場合は、２日程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

■　住民等は、宮城県津波対策ガイドラインに示されている下記事項に留意し。安全性の高い避難目標地点を設定するものとする。

①　避難対象地域から外れていること。
②　袋小路となっていないこと。
③　背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること。

■　市は指定緊急避難場所等の充足状況を確認し、不足する場合は、新規の指定や整備について検討する。

２．３．２　避難路の指定、避難経路の設定

市は、避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要な道路で、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努め、自主防災組織や町内会などの住民や企業・団体等は、最終的に安全性の高い避難経路を設定する。本計画では市が想定する避難経路を記載した（図１０、図１１参照）。

また、避難は原則徒歩とする。

■　市は、避難路を指定する際は、宮城県津波対策ガイドラインに示されている次の点に留意する。

①　山・がけ崩れ、建物・ブロック塀の倒壊等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。

②　防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段やスロープ等の設置）が図られていること。

③　橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。

④　避難誘導サインが設置されていることが望ましい。

⑤　階段、急な坂道等には手すりやスロープ等が設置されていること。

⑥　避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。高台等の指定緊急避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であることが望ましく、海岸方向にある指定緊急避難場所等へ向かって避難するような避難路の指定は原則として行わない。

⑦　避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して指定緊急避難場所等が指定されていることが望ましい。

⑧　家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。

■　住民等が避難経路を設定する際は、宮城県津波対策ガイドラインに示されている次の点に留意するものとする。

①　山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物、ブロック塀の倒壊等による危険が少ないこと。

②　最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。

③　複数の迂回路が確保されていること。

④　避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して指定緊急避難場所等が設置されていることが望ましい。

⑤　階段、急な坂道等には手すりやスロープ等が設置されていることが望ましい。

２．３．３　避難の方法

■　徒歩による避難を原則とする。
■　自動車で避難せざるを得ない避難者（避難行動要支援者等、自動車運転中の者など）がいることも想定し、地域の実情に応じた対策を検討し講じる。

（１）徒歩による避難を原則とする。

避難にあたって自動車等を利用することは、次の理由等により円滑に避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

・地震による道路等の損傷や液状化、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれがあること。
・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等が発生し、津波に巻き込まれる可能性があるほか、避難支援活動に支障を及ぼすおそれがあること。
・道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路等との交差、避難した車両の駐車場所等のボトルネックとなる区間等が存在すること。

（２）自動車で避難せざるを得ない避難者を想定した対策を検討する。

上記のとおり、本計画では、避難の方法は原則徒歩としているが、地域によっては、避難目標まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、自動車避難に避難方法が限られる場合等には、下記の点に留意し、地域の実情に応じた避難方法にて避難するものとする。

・徒歩による避難者の円滑な避難を妨げないこと。
・観光施設など多くの人出が見込まれる場所では渋滞が懸念されるため、周囲に当該施設がなく、渋滞のおそれが低いこと。
・踏切の通過を伴う道路は原則避けること。
・河川橋梁については、地震により橋梁とアプローチの盛土部分で段差が生じる等して、通行に支障が生じることも想定されることから、極力回避すること。
・各地区における防災マップ作成に合わせて、津波からの避難時に自動車で避難する地区や自動車利用を可能とする者の設定を行い、地域全体の合意形成を図ることが望ましい。

２．３．４　指定緊急避難場所等の収容人数と想定避難者数の比較

■　指定緊急避難場所等の収容人数と想定避難者数と比較し、充足しているかを確認する。

指定緊急避難場所の収容人数と想定避難者数の比較

指定緊急避難場所の収容人数と、津波避難対象地区の居住者のうち、垂直避難を要する人数を比較し、過不足を確認した。収容人数の算定にあたっては、垂直避難を想定する地区のみならず、水平避難が可能な地区においても、準備に時間を要する場合等を考慮し、一定数が周辺の指定緊急避難場所に垂直避難を行うことを想定し、それらを加えた避難者数とした。

結果は、下記表のとおり、閖上地区、下増田地区ともに、避難場所の収容人数は充足している。

地区	収容人数（1㎡/人）	避難者数（居住者）	余力（1㎡/人）	主な避難場所(収容人数)
閖上	5,454	1,737	3,717	閖上小中学校　(1,586) 閖上中央第一団地　(1,296) 閖上中央第二団地　(1,882) 閖上公民館　(270) サイクルスポーツセンター(420)
下増田	6,000	3,450	2,550	まなウェルみやぎ　(940) 下増田小学校　(3,880) 下増田公民館　(1,180)

◆想定避難者数：5,187人（人口はR2国勢調査結果の居住者数）

２．３．５　避難困難地域について

■　前項（２．２）の検証結果と合せた避難困難地域の有無について確認する。

前項と合わせた避難困難地域の有無の確認

前項（2.2　避難困難地域の条件設定等）では、水平避難及び垂直避難において、共に避難目標までの避難が可能な距離であった。また、本項では指定緊急避難場所等の収容人数と想定避難者数と比較し、充足していた。

以上のことから、現時点において避難困難地域が無いことを確認した。

なお、現時点において避難困難地域は存在しないものの、避難に要する時間が長い地域（杉ケ袋南、広浦・北釜、小塚原、牛野）については、新規指定緊急避難場所等の指定や整備について検討する必要があると考えられる。また、今後の上位計画等の変更、地区人口や観光客数等の増加により、収容人数が不足する可能性もあることから、必要に応じて本計画を更新する。

２．４　初動体制の確立

■　勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは地震による強い揺れを観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制について定める。
■　職員参集体制
①　大津波警報が発表された場合
②　津波警報が発表された場合
③　津波注意報が発表された場合
④　強い揺れ（震度４以上）を観測した場合
■　情報受信・伝達体制等
①　津波警報等の受信体制及び伝達体制の確保
②　避難指示の発令体制の確保
③　海面監視、被害状況の把握等の体制の確保

市では、「名取市災害警戒配備要領」に基づき、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めている。

市は、地震及び津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害に応じて必要な職員を動員及び配置し、その活動体制に万全を期す。

勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは地震による強い揺れを観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信、伝達体制について定める。

（１）職員の連絡・参集体制

①　勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは地震による強い揺れを観測した場合の職員の連絡体制については、以下のとおりである。

＜勤務時間中の伝達方法＞

災害警戒本部及び災害対策本部の設置による職員の動員については、震度などの情報により、各職員は自主的に災害警戒本部等の設置を認識することとするが、情報伝達の確実性を確保するため、その伝達方法については庁内放送、口頭、電話連絡、メールによるものとする。

＜休日又は退庁後の伝達方法＞

・警備員による非常伝達

警備員が情報を覚知したときは、防災安全課長に連絡して指示をあおぎ必要に応じて関係課長に連絡するものとする。なお、警備員室には市職員の住所録、電話番号及び連絡方法を表示しておくものとする。

・各関係者に連絡すべき情報伝達

地震情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

地震災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

地震により災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

② 職員の参集体制については、以下の示すとおりである。

津波、地震の基準	配備体制
1　大津波警報が発表された場合	災害対策本部【４号配備】
2　津波警報が発表された場合	災害対策本部【４号配備】
3　津波注意報が発表された場合	災害対策本部【３号配備】
4　強い揺れ（震度４以上）を観測した場合	警 戒 配 備 【０号配備】

◆ 警戒配備の時期及び配備内容

区分	配備時期	配備内容
警戒配備 (0号配備)	1　名取市で震度４の地震が観測されたとき。 2　大雨、洪水及び高潮等の警報が発表されたとき。 3　その他特に防災安全課長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い得る態勢とする。
警戒本部 (1号配備)	1　大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2　その他特に総務部長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。
特別警戒本部 (2号配備)	1　名取市で震度５弱・強の地震が観測されたとき。 2　大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、局地的な災害が発生し、又は広範囲な災害の発生が予想されるとき。 3　土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。 4　その他特に総務部を担任する副市長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。
災害対策本部 (3号配備)	1　宮城県に津波注意報が発表されたとき。 2　その他特に市長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部（４号配備）の設置に移行できる体制とする。
災害対策本部 (4号配備)	1　宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 2　名取市で震度６弱以上の地震が発生したとき。 3　市域で広範囲な災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 4　その他特に市長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員

◆　警戒本部等の組織

区　分	地　震	津　波	備　　考
警戒配備 【0号配備】	（震度４） 1　防災安全課 2　土木課 3　都市計画課 4　下水道課 【注意】 原則的に自主的に参集するものとする。		【配備体制】 ・防災安全課対応
警戒本部 【1号配備】			
特別警戒本部 【2号配備】	（震度５弱・強） ・課長以上の職にある者 （全課） 【注意事項】 原則として自主参集		【本部配備体制】 本　部　長：総務部を担任する副市長 副 本 部 長：総務部を担任する副市長以外の副市長 総務部長 事 務 局 長：防災安全課長 事務局次長：防災安全課長補佐 事務局職員：防災安全課職員 その他の職員：関係部課職員
災害対策本部 【3号配備】		（津波注意報） 1　総務課 2　財政課 3　ＡＩシステム推進課 4　社会福祉課 5　介護長寿課 6　農林水産課 7　商工観光課 8　教育総務課 9　生涯学習課 10　なとりの魅力創生課	
災害対策本部 【4号配備】	(震度6弱以上) ・全職員 【注意事項】 原則として自主参集	（津波警報・大津波警報） ・全職員	【本部配備体制】 名取市災害対策本部設置運営要綱による

（令和4年4月1日現在）

（２）情報受信･伝達体制等

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報、津波警報等を市防災行政無線（戸別受信機を含む。）及びコミュニティＦＭ放送（臨時災害ＦＭ）放送等により、住民等への伝達に努める。

また、市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

津波に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は、住民に対して速やかに避難指示を発令する。

避難指示を発令した場合、住民、観光客等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

周知は、次の内容を明示して実施する。危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

・避難対象地域

・避難指示の理由

・その他必要な事項

あらゆる伝達手段の活用を図る。なお、避難指示等の周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

２．５　避難誘導等に従事する者の安全の確保

■　消防職団員等の安全確保について定める。
■　津波到達予想時間が近いなど退避を優先する必要がある時には、安全を確保するため、消防職団員等も住民と一緒になって避難することを徹底する。

消防職団員等は避難誘導を行う際の安全確保については、「自らの命を守ることが最も基本」であり、前提である。

津波到達予想時間が短い場合など退避を優先する必要がある場合には、避難誘導等に従事する消防職団員等は安全を確保するため、住民と一緒になって退避する。

津波浸水想定区域内にある消防団分団は、気象庁から津波に係る情報が発表されるまで又は、情報が確認（入手）できない場合は、原則として退避を優先する。

活動する場合は、「①出動時間」から気象庁が発表する「④津波到達予想時刻」までの時間から「②退避時間」と「③安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）」を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避を開始する。

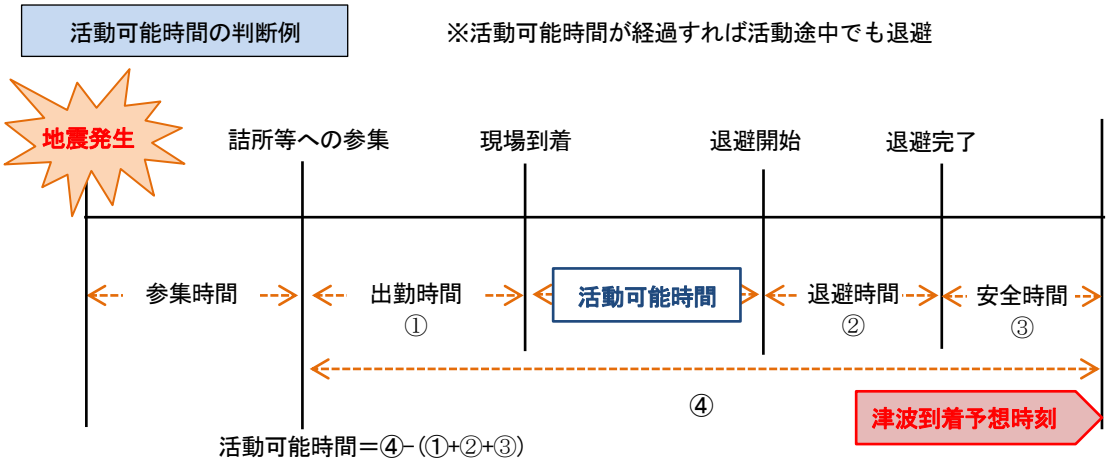

図１３　活動可能時間の判断例

参考）「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（H24.3　消防庁）https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/houkokusyo.pdf

２．６　津波情報等の収集・伝達

①　津波情報等の収集の概要 ②　津波情報等の伝達の概要

２．６．１　津波情報等の収集の概要

市が地震動等を感じた直後に津波の発生の有無を判断し、避難指示を発令することは非常に困難なことが予想される。

したがって、日頃から住民等に対する心得として「強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する」ことを周知徹底する。

津波の情報収集を、いつ、どこで、誰が、どのような情報を、どのように収集し、得られた情報を、いつ、どのように活用するかといった、情報収集・活用のための手順や体制を定めておくよう努める。

また、我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波又は大規模噴火に伴う潮位変化のように、到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、津波警報等が発表される前に津波の可能性があることを認識した場合の伝達内容や方法を検討する。特に夜間・早朝に津波警報等の発表が見込まれる場合には、住民に対する事前の注意喚起を行う。

２．６．２　津波情報等の伝達の概要

市は、津波警報等の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災害対策基本法第56条に基づき、地域防災計画の定めるところにより、住民等に対して伝達する。

防災行政無線やサイレンの難聴地域がないように計画的な情報システムの整備に努めるとともに、難聴地域となる地域の把握及び当該地域への情報伝達手段について検討する。

津波警報等や避難指示の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定めるにあたっては、次の点に留意する。

＜情報伝達にあたって留意するポイント＞

何を知らせるか	・津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示、津波到達予想地域、津波到達予想時刻、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容についてあらかじめ想定し、雛形を作成 ・大津波警報は、津波の予想高さが３ｍを超える場合に発表される ・満潮時間
誰に対して知らせるか	・津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか （住民、滞在者(観光客、外国人、釣り客等)、通過者、農業関係者、漁業関係者、港湾関係者、船舶・海岸工事関係者等） ・避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等）(注)の管理者等 ・指定緊急避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示等） ・津波発生前後（津波警報等、津波情報、被害情報等） ・津波終息後（津波警報等の解除、避難指示の解除等）

（注）：「避難促進施設」とは、津波浸水想定区域内にあり、避難に時間を要する者が存在するため、早めに避難を促す必要がある施設で、市町村地域防災計画に名称、所在地が定められたもの。社会福祉施設には保育所が含まれ、学校には幼稚園が含まれる。

＜情報伝達にあたって留意するポイント＞

どのような手段で	・同報無線、半鐘、サイレン、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）、電光掲示板、テレビ、ラジオ、電話・ＦＡＸ、登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）、有線放送、コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶ、アマチュア無線、インターネット、衛星放送等 ・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における避難行動要支援者等） ・津波警報等の伝達を旗で行う場合は、予報警報標識規則で規定する標識を用いる。 ・津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則で規定する標識を用いる。

＜旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識＞

標識の種類	標識
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	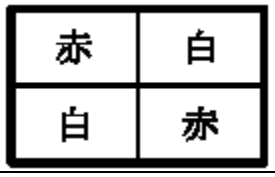

（注）旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

＜鐘音又はサイレン音による津波注意報標識＞

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識		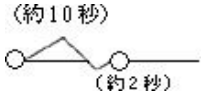
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	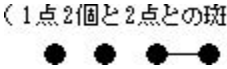	

＜鐘音又はサイレン音による津波警報標識及び大津波警報標識＞

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識		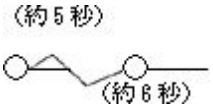
大津波警報標識		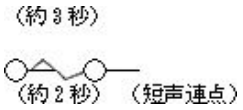

参考）津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(H25.3　消防庁)
予報警報標識規則(気象庁)
気象庁ホームページ　津波フラッグ
https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html

夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達が実施できるように、市の体制を具体的、詳細に初動体制マニュアル等に記載するとともに、情報を受ける側についても具体的に氏名、役職等を把握しておく。

また、住民等への情報伝達は、防災行政無線（同報系）による手段が有効であるが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから、防災行政無線（同報系）だけではなく、緊急速報メール、コミュニティＦＭ、アマチュア無線、有線放送等の既存の伝達媒体等を活用するなど、伝達手段の多様化を確保する。

釣り客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、防災行政無線（同報系）のみならず気象庁の予報警報標識規則（昭和51.11.16）に定めるサイレンや半鐘、津波フラッグなど、各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立する。

なお、サイレンや半鐘音により正確に情報を伝達するには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分けられる必要があるが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることには困難が予想される。

したがって、サイレンや半鐘の利用にあたっては、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、防災行政無線（同報系）や広報車等により情報を伝達するといった併用を図る。

【参考】避難指示の伝達文の例（津波）

（1）避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

■　緊急放送！緊急放送！※1
■　こちらは、○○市です。
■　大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。
■　ただちに海岸や河川から離れ、○○等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※2

（2）避難指示の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■　緊急放送！緊急放送！※1
■　こちらは、○○市です。
■　強い揺れの地震がありました。
■　津波が発生する可能性があるため、○○地域に避難指示を発令しました。
　ただちに海岸や河川から離れ、○○等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※2

（3）避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

■　緊急放送！緊急放送！※1
■　こちらは、○○市です。
■　津波注意報が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。
■　海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。※2

※1「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効です。
※2「できるだけ高い場所」という表現だけではなく、地域の実情に応じて、高台や津波避難ビル、津波避難タワー等の具体的な指定緊急避難場所等への具体的な避難目標を呼び掛けてもよいです。

参考）避難情報に関するガイドライン（R3.5　内閣府）
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf

【参考】津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等で定めるべき事項（消防庁）

（抜粋）

4　退避ルールと情報伝達手段

①　退避ルール

○　津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。

○　団指揮本部や隊長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。

○　隊長等は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。

②　情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておく。

参考）「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（H24.3　消防庁）https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/houkokusyo.pdf

２．６．３　避難指示の発令

■　**津波警報等が発表された場合は、速やかに的確な避難指示を行う。**
■　**避難指示を発令する基準、発令時期、発令手順及び伝達系統・方法を定める。**

（１）発令基準

①　法令の規定により津波警報等の通知を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合、避難指示を発令する。

②　災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった場合、必要に応じて避難指示を発令する。

③　避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

（２）発令時期及び発令手順

津波警報等を認知又は受信した場合は、自動的にあるいは即座に津波警報等が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示を発令する必要がある。

「津波注意報から津波警報・大津波警報への切り替え」又は「津波警報から大津波警報への切り替え」の発表がなされた場合には、避難指示の発令対象となっている範囲（必要と認める地域）を拡大し、居住者等に知らせる必要がある。

避難指示の解除は、津波警報等の解除に基づき行うことを原則とする。

ただし、津波警報等の切り替え（例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え）に基づき、避難指示の発令対象となっている範囲（地域）を縮小する場合は、避難者がその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図る。

（３）伝達系統、伝達方法

伝達系統及び伝達方法については、「２．４（２）　情報受信・伝達体制等」に準じて行う。

また、津波警報等発表時の避難指示の発令内容としては、「津波警報等の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要がある。

（４）遠地地震の場合の避難情報等

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波又は大規模噴火に伴う潮位変化のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討するものとする。

【参考】中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成24年7月）
住民等の避難を促すため、避難の目標となるランドマークを具体的に伝えるなどわかりやすい避難の呼びかけを行うことが有効である。また、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容の検討を行うとともに、予想を超える事態に直面した時への対処方法についても考えておく必要がある。 避難勧告・指示等が解除される前に住民等が自主的に判断し浸水想定区域に戻ることがないよう周知・徹底するとともに、避難勧告・指示等の情報が避難場所に確実に伝わるようにする必要がある。

参考）中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策ワーキンググループ報告」（H24.7　中央防災会議）
http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/pdf/report.pdf

２．６．４　平常時の津波防災教育・啓発

■　津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、津波浸水想定区域内の住民のみならず、津波浸水想定区域外の住民に対しても自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れがあった場合には津波の発生を想起し、津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始し、率先して避難行動を取ることが望ましい。

また、地震による揺れを感じにくい場合には、津波警報等による避難行動の喚起が重要であり、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難することも併せて徹底するとともに、標高の低い場所や沿岸部にいる場合、海岸保全施設等よりも海側にいる人など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があることを周知する必要がある。

さらに、地震発生直後は、積極的に津波情報を聞くようにすることについて日頃から周知しておく必要がある。

津波災害時においては、住民が率先避難することが基本となる。また、消防職団員等の避難誘導等に従事する者の安全確保も重要であり、避難のリーダーとして住民と一緒になって率先避難することが重要であるため、事前に住民と話し合って理解を求めておく必要がある。

※「２．５　避難誘導等に従事する者の安全の確保」を参照。

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。

＜津波に対する心得＞

○　宮城県の沿岸は、どこでも津波が襲来する可能性がある
○　強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する
○　地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときは、速やかに避難する
○　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送、信頼できる機関のホームページ等を通じて入手する（デマに惑わされない）
○　釣り等で海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する
○　津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは避難行動を行う（自己判断をしない）
○　津波の規模によっては、二次的、三次的な避難行動を行う
○　津波は河川を遡上することがあるので、河川に近づかない

また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。

この津波に対する心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に、多様な手段により、津波防災に関する教育、啓発を実施することが大切である。

このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、教育、啓発を実施する必要がある。

（１）津波防災教育・啓発の手段、方法

① 広報媒体の活用・・・・・・・・・テキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告等及びインターネット（ホームページ、メール、ＳＮＳ等）、テレビ・ラジオ局、ＣＡＴＶ局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等

② 日常生活の中での情報掲示・・・過去や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置や方向

③ 社会教育施設の活用・・・・・・公民館等、防災拠点（防災教育の機能を有する施設）等

④ 災害教訓の伝承・・・・・・・・・東日本大震災の教訓、歴史的資料（古文書、伝承等）の活用に基づく災害教育・防災文化の伝承、津波被災者の体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施、石碑やモニュメント等

⑤ 防災関連行事の実施・・・・・・総合防災訓練、有識者による研修会や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等

（２）津波防災教育・啓発の内容

① 津波に関する知識・・・・・・・津波発生のメカニズム、津波の特性、津波の想定・予測の不確実性等

② 身を守る行動・・・・・・・・・・避難行動に関する知識、災害時にとるべき行動（地震発生時及び緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報等を見聞きしたとき）等

③ 過去の津波被害記録・・・・・・古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害

④ 津波避難計画・・・・・・・・・・大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の伝

達、避難指示の発令、緊急避難場所、避難路等

⑤　津波ハザードマップ・・・・・・「地図面」：津波浸水想定区域、避難対象地域、緊急避難場所等、「情報・学習面」：災害発生時・避難時にとるべき行動、留意事項等の情報等（注）

⑥　日頃の備えの重要性・・・・・・訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等

（注）ハザードマップを活用した防災教育の具体的な内容については、「水害ハザードマップ作成の手引き」（R5.5　国土交通省）を参照。

（３）津波防災教育・啓発の場等

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、女性会、青年団等）、事業所等において実施する。

地域社会や事業所において津波防災教育・啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けることが大切であり、こうした人材の育成が重要である。

消防・防災行政や消防団又は水防団の経験者、女性防火クラブ・自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災教育・啓発の核となる人材を養成する必要がある。

また、幼年消防クラブの活動など、幼年期からの防災教育が重要である。

毎年、５月の「みやぎ津波防災月間」、６月12日の「みやぎ県民防災の日」、９月１日の「防災の日」、８月30日から９月５日までの「防災週間」、11月５日の「津波防災の日」には、津波対策の重要性を発信する機会として、津波防災に関する普及・啓発活動や地震・津波防災訓練の実施などの取り組みを行うことが必要である。

【参考】ホームページ・映像
■　津波対策（内閣府） http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/tsunami_top.html ■　津波防災のために（国土交通省） http://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kaigandukuri/tsunamibousai/index.html ■　ハザードマップポータルサイト（国土交通省） https://disaportal.gsi.go.jp/ ■　津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言について（気象庁） http://www.jma.go.jp/jma/press/1202/07a/tsunami_keihou_teigen.html ■　津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」（気象庁） http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html ■　津波防災啓発ビデオ「津波に備える」（気象庁） http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html ■　地震調査研究推進本部（文部科学省） http://www.jishin.go.jp/main/index.html ■　津波災害への備え（消防庁） https://www.fdma.go.jp/publication/movie/post-1.html ■　津波から生き延びるためにー知る・行動するー（消防庁） https://www.fdma.go.jp/publication/database/database005.html ■　津波避難にかかる啓発映像 「あなたの街からはじめよう！～地域で取り組む津波避難対策～」（消防庁） https://www.fdma.go.jp/publication/movie/post-2.html

参考）津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3　消防庁）
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf

２．７　避難訓練

■　避難訓練の実施にあたっては、地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討し、訓練によって津波避難計画等の実効性を検証する。

市は名取市地域防災計画に定めるところにより、単独又は関係機関等と連携して避難訓練を実施する。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させる。

避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意する。

（１）訓練の実施体制、参加者

①　実施体制

市、関係機関等のほか、住民関係団体等の参加及び協力により実施する。

②　参加者

住民のみならず、観光客等の幅広い参加を検討する。

（２）訓練の内容等

津波浸水想定区域内で実施する避難訓練において、津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時刻、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。また、参加しやすい日時を設定することや、多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練を計画すること、準備段階から住民も参加する等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫等も考える。

＜考えられる訓練内容＞

1	津波警報等、津波情報等の収集、伝達
	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報機器類等の操作方法の習熟のほか、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証します。
2	津波避難訓練
	避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握しておきます。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限りません。場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要があります。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要です。 なお、実際の指定緊急避難場所への訓練が望ましいですが、事情により実際とは異なる場所への避難訓練を行う場合には、本来の指定緊急避難場所の周知を十分に行う必要があります。また、海岸近くにある避難場所は津波災害の場合には被災することが考えられるため、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要があります。 自動車を利用して避難せざるを得ない場合も想定するのであれば、実際に自動車による避難訓練を実施し、渋滞箇所や危険性等について確認・検証することも必要です。
3	津波防災施設（水門、閘門、陸閘等）操作訓練
	①誰が、いつ、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。②津波到達予想時間内に操作完了が可能か。③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするのか。などの現実に起こり得る想定の中で訓練を実施します。その場合、津波到達予想時間が短い場合には、避難を優先することなど、操作者の安全確保に特に留意する必要があります。
4	津波監視訓練
	監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施します。 なお、東日本大震災では高さ40m程度まで津波が遡上したことなどから、目視による監視の危険性を十分に考慮する必要があります。

参考）宮城県津波対策ガイドライン（R4.8　宮城県津波対策連絡協議会）

２．８　避難行動要支援者等の避難対策

■　避難行動要支援者等となりうる者の避難対策を定めるにあたっては、情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者の避難対策に留意するとともに、あらかじめ市と地域のコミュニティが一体となって、避難支援体制及び具体的な支援計画を確立する。

避難行動要支援者等の避難対策については、避難行動要支援者等となりうる要因と、避難行動要支援者等の例を考慮した避難対策を検討する。

＜津波避難において避難行動要支援者等となりうる者の例＞

避難行動要支援者等となりうる要因	避難行動要支援者等の例
情報伝達面	視聴覚障害者、外国人、子ども等
行動面	視聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、幼児等

（１）情報伝達

①　防災行政無線（同報系）や防災行政無線（移動系）による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておく。また、津波警報等が発表された際のサイレン音等についても啓発する。

②　聴覚障害者に対しては、近隣者の支援が必要であり、外国人に対しては、近隣者の支援が必要な場合もあるが、必要な情報を入手できれば自力で避難することも可能である。今後、市としては、地域において避難行動要支援者等への情報伝達がスムーズに行われるよう、避難行動要支援者等の特性に応じた情報伝達方法及び多様な主体・媒体による情報伝達に配慮する。

（２）避難行動の援助

①　行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあっては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を個別に計画しておく。また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する。
※自動車による避難については、「２．３．３　避難の方法」を参照。

②　避難行動要支援者等に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位であらかじめ定めておくものとする。

（３）施設管理者等の避難対策

①　主として避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておくものとする。

② これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画（※）を策定する必要があり、市は助言等を通じて必要な支援を行う。

（※）避難確保計画の策定は、国土交通省作成の次の各手引きを参考に、策定を進める必要がある。

・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf

（４）避難行動要支援者等の避難行動支援に関する取組指針

① 要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者等や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、あらかじめ市と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制及び具体的な支援計画を確立しておく。

② 市においては、国が示している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（令和6年3月）を参考に、具体的な支援計画（全体計画・地域防災計画、避難行動要支援者名簿、個別避難計画）の策定・整備を進める必要がある。

・全体計画・地域防災計画： 地域における災害特性等を踏まえ、避難行動要支援者等の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

・避難行動要支援者名簿： 要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮して避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。

避難行動要支援者が平常時から名簿を提供することに同意している、又は名簿情報を外部に提供できる旨を条例で定めている場合等については、避難支援等関係者（消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等）に名簿を提供する。

・個別避難計画： 地域の特性や実情を踏まえ、名簿情報に基づき、市又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら個別避難計画を策定する。

２．９　観光客、釣り客等の避難対策

■　観光客、釣り客等の避難対策を定めるにあたっては、市は情報伝達、施設管理者等は避難対策に留意する。

（１）市の情報伝達

①　観光施設、宿泊施設等の屋内施設の場合には、防災行政無線（同報系）のコミュニティＦＭへの割込み放送、エリアメール、緊急速報メール、市民向け登録制メール等による多様な伝達手段を確保する。

②　屋外にいる者に対しては、防災行政無線（同報系）の屋外拡声器、モーターサイレン、防災行政無線（移動系）により伝達する。

（２）施設管理者等の避難対策

①　海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を指定緊急避難場所へ避難させる。

②　施設管理者等は、市の津波避難計画や市と地域住民等が作成する防災マップとの整合性を図りながら、自らの津波避難に対する計画を策定する必要がある。

（３）自らの命を守るための準備

①　津波注意報の場合、津波の高いところで1.0m程度が予想される。釣り客等は海岸からの避難が必要である。

②　津波警報等や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、釣り客等は救命胴衣の着用等を心がける必要がある。

（４）指定緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

①　観光客等（観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者（注）など）の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海抜・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や指定緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。

②　指定緊急避難場所等については、可能な範囲でＪＩＳ・ＩＳＯ化された津波に関する統一標識の案内用図記号（ピクトグラム）を用いる。

③　逃げ遅れた避難者が避難する指定緊急避難場所の指定・設定及びその表示等も必要である。

（５）津波啓発

津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、指定緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や観光地、駐車場等において配布するといった取組、チラシに限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫、ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など、関係業者等を含めた取組が重要である。

※　津波啓発や避難訓練の留意点については、「２．６．４　平常時の津波防災教育・啓発」及び「２．７　避難訓練」を参照。

（注）：港湾における津波避難対策については、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」（H25.9　国土交通省　港湾局）が示されています。

【参考】ピクトグラム（案内用図記号）について

ピクトグラムは、表示板の色と形、及び表示内容の絵文字でメッセージを伝えるものです。

災害種別や指定緊急避難場所等の表示については、日本工業規格（JIS）に定められるなど、規格の統一が進められています。国においては、「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」（H28.3.23　内閣府・消防庁）により、指定緊急避難場所等の表示の標準化を進めています。

○　日本工業規格

- JIS　Z8210（案内図記号）
- JIS　Z9097（津波の避難誘導標識システム）
- JIS　Z9098（災害種別避難誘導標識システム）

○　災害種別避難誘導標識システムで使用する図記号一覧

災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	JIS Z 8210-6.5.1	－	JIS Z 8210-6.1.4	JIS Z 8210-6.1.5	附属書A
内水氾濫					附属書B
高潮	b) JIS Z 8210-6.5.3	JIS Z 8210-6.3.9	JIS Z 8210-6.1.6 JIS Z 8210-6.1.7	JIS Z 8210-6.1.5	附属書C c)
津波 a)					JIS Z9097
土石流	JIS Z 8210-6.5.2	JIS Z 8210-6.3.9	JIS Z 8210-6.1.4	JIS Z 8210-6.1.5	附属書D
崖崩れ・地滑り	JIS Z 8210-6.5.4	JIS Z 8210-6.3.11	JIS Z 8210-6.1.4	JIS Z 8210-6.1.5	附属書E
大規模な火事	JIS Z 8210-6.5.5	－	JIS Z 8210-6.1.4	JIS Z 8210-6.1.5	附属書F

注 a）津波の避難誘導標識システムについては、JIS Z 9097 を参照する。
b）必要に応じてJIS Z 9097 に用いてもよい。
c）高潮の標識避難誘導システムは、JIS Z 9097 に規定する津波の避難誘導標識システムを基とする。

※「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」（H28.3.23内閣府・消防庁通知）抜粋

（６）閖上地区の観光地等の避難計画

① 閖上地区の不特定多数が立ち入る建物等（主な観光施設）からの避難を検討する。サイクルスポーツセンター、閖上港朝市等８施設を対象とする。直近の観光客推移を踏まえ、最も観光客が多くなる時期を想定し、最大観光客数は８，３７６人と設定した。

② 閖上地区観光客等の避難方針は、自動車での避難は、ピーク時入込者数では大渋滞を引き起こす可能性が高いため、徒歩での指定緊急避難場所への避難を原則とする。周辺の避難目標はそれぞれ、閖上中央第一団地、サイクルスポーツセンター、閖上公民館、閖上小中学校とし、同施設は住民の避難目標となっていることから、住民の避難者数も合わせて収容人数について充足するか検討した結果、余力があることを確認した。

対象施設	最大収容人数（1㎡/人）	避難者数（居住者）	観光施設避難者数	余力（1㎡/人）
閖上中央第一団地ほか3施設	14,323	1,737	8,376	4,210

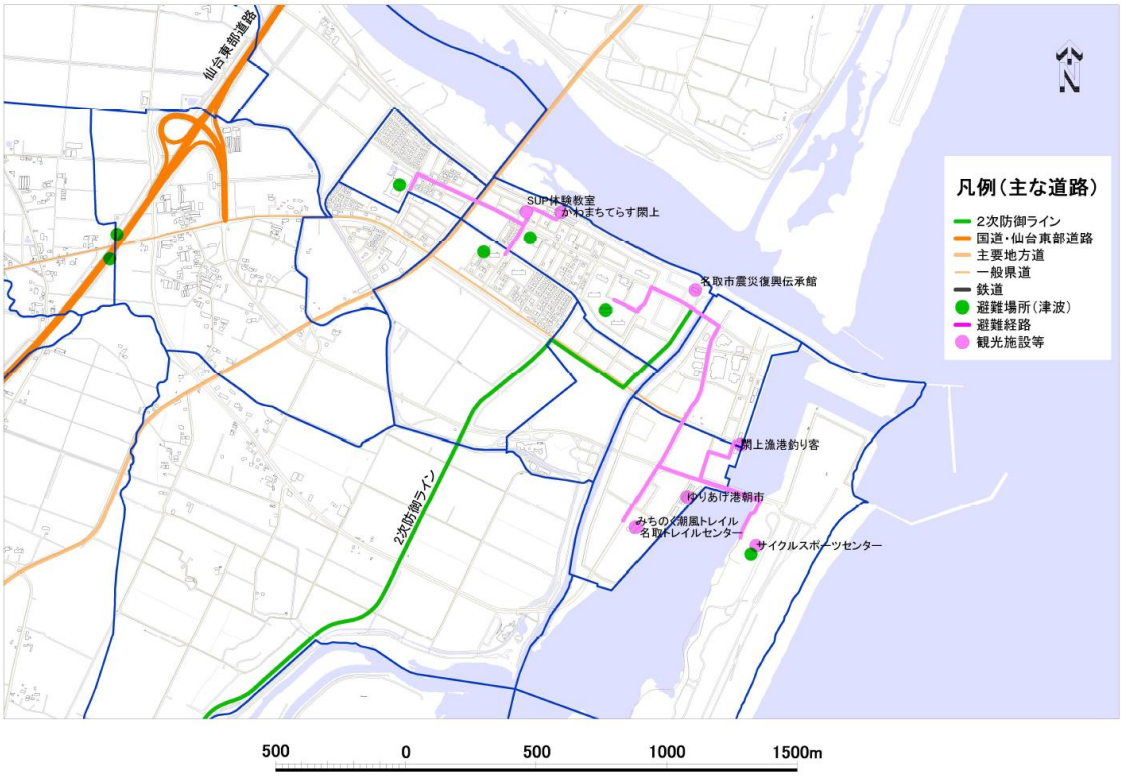

図１５　閖上地区観光地等の避難方針

（７）下増田地区の観光地等の避難計画

① 下増田（北釜広浦地区）の不特定多数が立ち入る建物等（主な観光施設）からの避難を検討する。観光施設等に聞取りを実施し、最も観光客が多くなる時期を想定し、最大観光客数は３２９人と設定した。

② 下増田地区観光客等の避難方針は、徒歩での指定緊急避難場所への避難を原則とし、避難目標は、仙台空港ビルとする。収容人数について充足するか検討した結果、余力があることを確認した。

対象施設	最大収容人数（1㎡/人）	避難者数（居住者）	観光施設避難者数	余力（1㎡/人）
仙台空港ビル	400	0	329	71

③ 車いす利用者や、足の不自由な方等の徒歩避難が困難な者については、避難目標まで避難距離が長いことから、自動車による避難を行う。避難目標は、経路上の渋滞が少ないと考えられる仙台空港ビルとする。

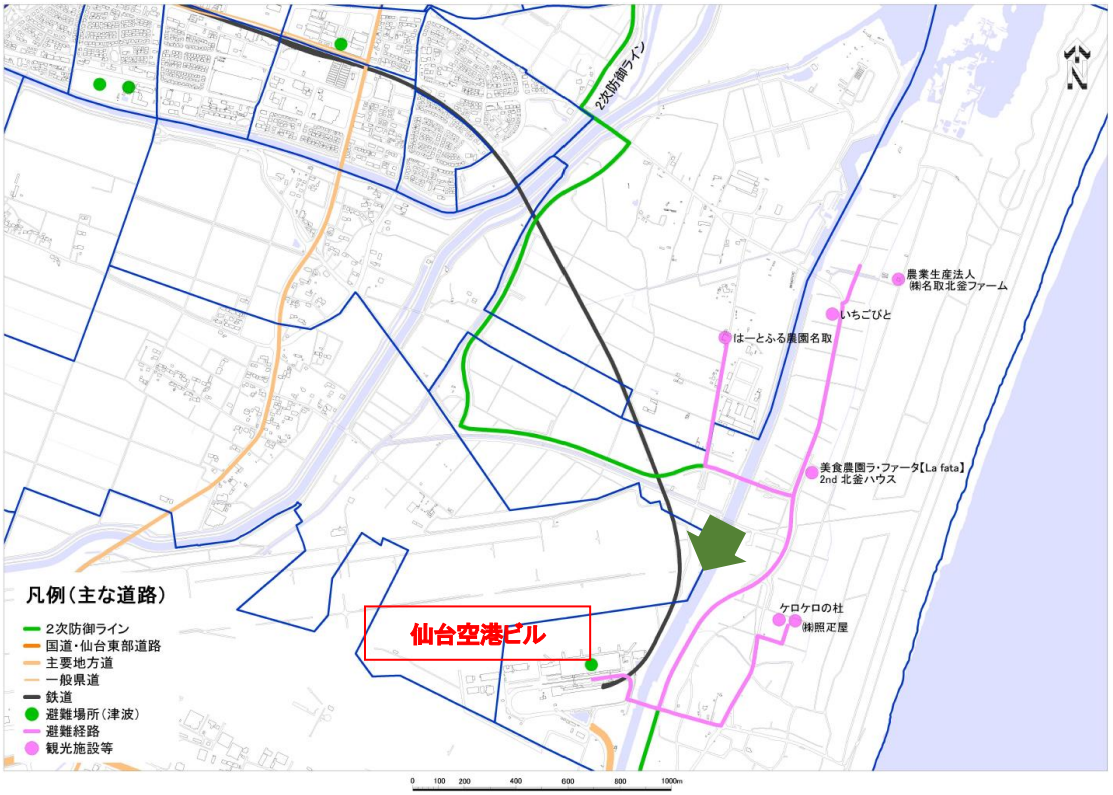

図１６　下増田地区観光地等の避難方針

参考資料一覧

・宮城県津波対策ガイドライン（令和4年8月　宮城県津波対策連絡協議会）
・東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告
（平成23年9月　中央防災会議）
・地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書
（平成23年12月　消防庁国民保護・防災部防災課）
・津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（平成23年12月　国土交通省）
・東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報の改善（平成24年3月　気象庁）
・災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成24年3月　水産庁漁港漁場整備部）
・津波避難ビル等の構造上の要件の解説（平成24年3月　国土交通省国土技術政策総合研究所）
・津波避難対策ワーキンググループ報告（平成24年7月　中央防災会議）
・東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書
（平成24年8月　消防庁国民保護・防災部防災課）
・津波浸水想定の設定の手引きVer.2.00
（平成24年10月　国土交通省水管理・国土保全局海岸室）
・地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会報告書
（平成24年12月　消防庁）
・津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月　消防庁）
・津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について　第３版
（平成25年4月　国土交通省都市局街路交通施設課）
・津波防災まちづくりの計画策定に係る指針　第１版
（平成25年6月　国土交通省都市局都市安全課・街路交通施設課）
・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月　内閣府（防災担当））
・宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン（令和6年3月　宮城県）
・津波に強いまちづくりの検討に係る手引き（平成25年9月　独立行政法人都市再生機構）
・港湾の津波避難対策に関するガイドライン（平成25年9月　国土交通省港湾局）
・港湾の津波避難施設の設計ガイドライン（平成25年10月　国土交通省港湾局）
・水害ハザードマップ作成の手引き
（令和5年5月　国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
・指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月　内閣府（防災担当））
・津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）
（平成29年7月5日　府政防第825号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査･企画担当)通知）
・津波避難ビル等に係る事例集（平成29年7月　内閣府（防災担当））
・避難情報に関するガイドライン（令和3年5月　内閣府（防災担当））
・災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について
（平成28年3月23日　内閣府・消防庁）
・季刊消防科学と防災（№.107_2012　冬号　一般社団法人消防科学総合センター）
・名取市震災復興計画（改定版）（平成29年3月　名取市）